

目 次

**「Ctrl」キーを押しながら目次欄(下線部分)をクリックすると、
該当ページまで移動します。**

出席議員	2
第 1 会議録署名議員の指名	4
第 2 一般質問	
木 村 範 雄 議員	4
1 登下校時の安全対策について	
2 水害に対する対策と実施について	
安 田 知 己 議員	1 8
1 子育て支援について	
2 ひきこもり支援について	
土 村 秀 俊 議員	3 7
1 国保、介護、後期高齢者の減免制度について	
2 地球温暖化防止対策について	
西 澤 文 久 議員	5 2
1 食品ロス削減に向けて	
2 ごみ捨て、犬猫フン対策について	

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。
このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場
合があります。

令和2年9月利府町議会定例会会議録（第3号）

出席議員（17名）

1番	今野隆之君	2番	渡邊博恵君
3番	鈴木晴子君	4番	西澤文久君
5番	伊藤司君	6番	坂本義也君
7番	鈴木忠美君	8番	伊勢英昭君
9番	安田知己君	10番	木村範雄君
11番	土村秀俊君	12番	高久時男君
13番	及川智善君	14番	永野涉君
15番	遠藤紀子君	16番	渡辺幹雄君
18番	吉岡伸二郎君		

欠席議員（1名）

17番	羽川喜富君
-----	-------

説明のため出席した者

町長	熊谷大君
副町長	櫻井やえ子君
総務課長 兼選挙管理委員会事務局長	鈴木則昭君
秘書政策室長	鎌田功紀君
財務課長	後藤仁君
税務課長	折笠ゆき江君
町民課長	鈴木真由美君
生活安全課長	郷家洋悦君
保健福祉課長	伊藤文子君
子ども支援課長	鈴木義光君
都市整備課長	鈴木喜宏君
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	嶋正美君

令和2年9月定例会会議録（9月3日木曜日分）

上下水道課長	名取仁志君
オリンピック推進室長 兼新型コロナウイルス臨時給付対策室長	佐藤浩幸君
収納対策室長 兼収納整理班長	鈴木啓義君
文化複合施設推進室長	近江信治君
会計管理者兼会計室長	菅野勇君
教 育 長	本明陽一君
教 育 次 長	宮本利浩君
教育総務課長	鈴木久仁子君
生涯学習課長	大谷浩貴君
代表監査委員	宮城正義君

事務局職員出席者

事務局長	庄司英夫君
主 幹	大枝大将君
主任主査	姉崎裕子君
主 事	武井涉君

議事日程（第3日）

令和2年9月3日（木曜日） 午前10時 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（吉岡伸二郎君） おはようございます。

ただいまから令和2年9月利府町議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、3番 鈴木晴子君、4番 西澤文久君を指名します。

なお、本日の日程については、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいります。

暑い方は上着を脱ぐことを許可いたします。

日程第2 一般質問

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第2、一般質問を続行します。

通告順に発言を許します。

10番 木村範雄君の一般質問の発言を許します。木村範雄君。

〔10番 木村範雄君 登壇〕

○10番（木村範雄君） おはようございます。10番、日本共産党、木村範雄です。

新型コロナウイルスの感染については、第2波と言われる状況が押し寄せ、自治体と住民が協力して対応していくことが求められています。特に生活的弱者と言われる方々への丁寧な対応が求められています。公務、公共的労働に携わる皆様のより一層の奮闘に期待するとともに、自分も頑張りたいと思います。

それでは、一般質問通告書に基づき、一般質問を行います。

一般質問通告書では、登下校時の安全対策について、2、水害に対する対策と実施についての2点について通告しておりますので順次質問していきたいと思っております。

1点目は、登下校時の安全対策についてであります。

将来の町を担う子供たちが安全に学校に通える環境づくりは、保護者やPTA、教育委員会の継続した取組が求められています。各地域での課題については各学校のPTAで確認し、町

で取り組む課題については町PTA連合会が町へ要望し、対策が取られています。通学路の安全対策は、歩車道分離や安全で歩行者が歩きやすい道路整備を行うことが求められています。そこで、次の点について町長の考えを問います。

1、道路附属施設なる雨水排水側溝は、蓋付側溝の普及により道路幅員の有効活用となっています。現在でも改修されていない蓋なし側溝の道路はどのように改修していくのでしょうか。また、側溝蓋の持ち手部の隙間に物を落としたとの話もよく聞きますが、対応策の検討はしているのでしょうか。

2、登下校時の安全対策として、町PTA連合会からの通学路合同巡視点検に基づき、要望と対策はどのように進んでいるのでしょうか。

2点目は、水害に対する対策と実施についてであります。

町の雨水計画は、砂押川と須賀・浜田漁港を放流先として時間降雨量54ミリを速やかに流せる事業認可を取得し、未整備箇所に着手していく予定で事業を進めています。さきの7月28日の工事に文化複合施設建設箇所から下流域及び横枕川の上流域から下流域、そして放流先となる砂押川の流下状況を確認しました。河川部では適正な水位で流れていましたが、役場東側の道路横断部、横枕川の宮ヶ崎地区では水位が高く、これ以上の降雨の増大には適正水位での排水は難しいと感じました。そこで、次の点について町長の考えを問います。

1、今、町で計画している幹線整備が完了したら、計画降雨量1時間当たり54ミリに対する水害はなくなるのでしょうか。

2、雨水流量計算書では、流出係数が0.3と0.5で計算されています。降った雨の10分の3か半分しか流れてこない計算がなされています。降雨が連続したときの流出係数は増加し、計画断面以上の水量が流れてくると思いますが、どうでしょうか。

以上、大きく2点について質問します。町長の答弁を求めます。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について、当局答弁願います。

1、登下校時の安全についての（1）、2、水害に対する対策と実施については町長、1、登下校時の安全についての（2）は教育長。

初めに、町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 10番 木村範雄議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の登下校時の安全対策についてお答え申し上げます。

（1）の道路雨水排水側溝の改修についてでございますが、近年、町が整備した道路につき

ましては、道路側溝に蓋を設置しているところではありますが、町道の中でも過去に宅地開発等により町に帰属された道路などは側溝蓋のない箇所があることは認識しているところでございます。特に、通学路として利用されている路線のうち既設側溝に蓋を設置するだけで対応が可能なものは、歩行者の安全面に配慮し計画的に蓋の設置を行ってまいりたいと考えております。

また、側溝蓋の隙間に物を落としたなどの問い合わせには、これまでも職員が随時対応しているところではありますが、側溝蓋の持ち手部は道路施設の適切な維持管理を行うためには欠くことのできないものであるため、今後も同様の対応を行うことにより対処してまいりたいと考えておりますので御理解願います。

次に、第2点目の水害に対する対策と実施についてお答え申し上げます。

まず、（1）の雨水幹線の整備につきましては、近年の大雨時に溢水が発生する箇所を重点的に進めており、今年度から役場庁舎北側にある利府1号雨水幹線の整備、来年度以降には神谷沢地内の横枕川1号雨水幹線の整備を計画しております。

計画雨量につきましては、議員御承知のとおり7年確率の時間雨量54ミリメートルに耐え得る水路の整備を進めており、整備後には町内における溢水による被害は大幅に軽減できるものと考えております。

しかしながら、近年の温暖化による気候変動等により頻発している台風や線状降水帯などの発生による瞬間的大雨時には、計画降雨量を上回ることが予想されております。雨水幹線と接続する下流域の雨水排水不能による溢水の発生なども懸念されることから、現在、砂押川、勿来川の管理者である宮城県並びに河川の影響を受ける多賀城市と協議を進めているところでございます。

最後に、（2）の水量に伴う流出係数につきましては、水路へ流入する箇所の土地利用状況によって係数が異なります。比較的都市化が進んだ住宅地におきましては係数は高くなり、反対に田畑、山林等においては係数は低くなっております。この係数自体は、雨水整備計画策定時に地域ごとに設定し、降雨量によって変化するものではございません。また、雨水整備計画は、地域ごとに処理できる最大値を基本として計画しておりますので御理解願います。

○議長（吉岡伸二郎君） 次に、教育長。教育長。

○教育長（本明陽一君） 第1点目の御質問の（2）についてお答え申し上げます。

町内小中学校の通学路の安全確保に向けた取組につきましては、各関係機関が連携し継続的に推進するために設置した利府町通学路等安全対策推進会議において平成28年度に制定した通

学路交通安全プログラムに基づき、通学路の合同巡視点検を年1回、PTA、塩釜警察署、仙台土木事務所、町の関係課と合同で実施しております。

利府町PTA連合会から提出された要望につきましては、塩釜警察署、仙台土木事務所、町の関係する課に対し対応を依頼しております。令和元年度末までに沢乙地区の高嶋交差点改良工事が行われたことや、青葉台三丁目からしらかし台中学校に通じる町道においては歩道の防護柵設置工事が行われるなど、順次対策が講じられております。

点検結果につきましては、PTA、学校と情報を共有し、児童生徒や保護者に危険箇所を周知し、児童生徒には指導を行うとともに、事故が発生しないよう注意の喚起を行っております。また、町のホームページにおいても公表しております。今後も定期的な点検を継続し、児童生徒の安全な環境づくりに努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。木村範雄君。

○10番（木村範雄君） それでは、再質問に入らせていただきます。

大きな1点目、登下校時の安全対策についての1、現在でも改修されていない蓋なし側溝の道路はどのように改修していくのかについてです。

道路改修の前に、低学年の登下校時の安全・安心を保障するためにも、町が指定している通学路で歩車道分離、歩道を設置している箇所と設置されていない箇所の割合はどのくらいの割合になるのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市整備課長。

○都市整備課長（鈴木喜宏君） 議員の再質問にお答え申し上げます。

今現在、町が指定している通学路の延長として、まず町全体でおおむね70キロと把握しております。その中で、通学路の指定というのもございますけれども、団地関係につきましてはほぼ歩道設置というのがされております。それからいきますと、おおむね59キロほど、割合でいくと約84%で一応歩道が設置されているという状況でございます。

それで、残る11キロ、約16%については歩道が設置されていないということで把握しております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 今、答弁で11キロは歩道がないと、要は路側帯を歩いているということになるんだと思います。集団登下校となると2列で並んで歩くのが多くなると思いますけれども、歩道が設置されていない箇所では子供が2人並んで歩けない路側側、要は1.5メートル未満く

らいになると思うんですけども、そういう箇所はどのくらいあるんでしょう。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市整備課長。

○都市整備課長（鈴木喜宏君） お答えいたします。

2人並んで歩行が難しい場所ということになりますと、やはり歩道がない箇所については路側幅というのが大体、場所によっては違いがあるものの、約50センチ程度となりますので、先ほどお話しした歩道未設置の11キロというのはやはり2人並んでの歩行は難しい状況なのかなとは押さえております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 課長、その距離はどれくらいと聞いているんです。

○都市整備課長（鈴木喜宏君） 失礼いたしました。

距離については先ほどお話しした11キロ、歩道が設置されていない部分ということになるかと思えます。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） ちょっとびっくりしました。路側帯、そんなに広く取るものじゃないけれども、一般的には1.5メートルという基準がたしかあったかなと思っていたので、1.5メートルなければ、子供の肩幅70センチくらいだと思うので2人だったら2人で手をつないで登下校が歩けるということがあるかなと思って1.5メートルという話をしたんですけども、今のところ答弁では、そういう意味では大体50センチとか70センチとかというところが多いんだということだと思うので、もう登下校は本当に1列になって歩きましょうとしていかないか今度だめなのかなと思っています。

その中でも、以前、子供たちや交通弱者の歩ける場所を明示するためにということで路側のカラー化の提案をしてきました。歩道のない箇所では、路側のカラー化をすることにより安全に歩けるということが進んでいると。今、国道なんか見ると今度自転車の通るところもカラー化をして自転車は路側のすぐ脇だよと、歩道のあるところでねという形でこのカラー化が進んでいます。利府町で路側のカラー化を提案しましたがけれども、今までどのくらいの実施率、延長になっているんでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市整備課長。

○都市整備課長（鈴木喜宏君） お答えを申し上げます。

路側のカラー化ということでございますけれども、やはり歩道がない場所11キロあるという話をさせていただきましたが、その部分でカラー化を実施しているのが4路線ございます。約

1.8キロの部分でカラー化をさせていただいているということですが、実施率といたしますとおおむね16%という状況になっております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 4路線、ちょっと少ないかなと思うんですけれども、路側のカラー化をやったところは確認をしているんですけれども、今年度、来年度あたりで路側のカラー化を実施する予定というのはあるのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市整備課長。

○都市整備課長（鈴木喜宏君） お答えいたします。

新たな路側のカラー化ということでございますが、今現在、前に平成19年度あたりからカラー化を進めております。順次劣化が激しいところというのもありますので、そういったところの補修は進めてきたわけですが、今現在、今年度でここをやりますよというところは今のところございません。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 行政は継続だという話を昔したこともあると思いますけれども、ぜひ頑張ってくださいなと思います。

今は通学路という視点でちょっとしゃべらせていただきました。町内の道路は、大きいみんなが歩ける通学路だけじゃなくてやっぱり生活道路というのもあると思います。

通学路に通じる町管理で生活道路の蓋なし側溝についてです。市街化区域内で住宅区域で、町管理道路で蓋なし側溝が設置されている道路はどのくらいあり、整備状況はどうなっているのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市整備課長。

○都市整備課長（鈴木喜宏君） お答えいたします。

蓋なし側溝の状況ということでございますけれども、今、生活道路というお話ございましたけれども、生活道路のみならず町道も含め町全体として今把握しているのは、2,500メートルほどということで把握しております。そのうち市街化区域内ということでございますけれども、こちら市街化区域内となりますと約200メートルほどという状況になっております。

あと整備状況ということでございますけれども、生活道路の整備状況といたしましては、毎年1路線程度ではございますけれども、新たな側溝設置も含めて整備を進めているという状況でございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 今回の答弁が一番よかったです。残り200メートルで順次整備をしてきている。

次の質問ですけれども、私の確認した利府三小学区内の後楽地区で1か所だけ落蓋側溝、要は受枠はあるんだけれども、蓋がされていない側溝箇所が1路線だけありました。コンクリート蓋を設置するだけで解消すると思いますけれども、この答弁からいけば今年度もしくは次年度に着手のための検討が始まるんだと理解してよろしいでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市整備課長。

○都市整備課長（鈴木喜宏君） お答えいたします。

落蓋式側溝で蓋をすればもうすぐ対応が可能だという箇所につきましては、先ほど町長が答弁申し上げましたとおり計画的に蓋の設置を進めていきたいと考えております。議員に御指摘を今いただきましたけれども、後楽の地内の1路線ということですが、その部分についてはこちらでも確認はしておりまして、やはり道路勾配がきついということも確認しております。そういった意味では、今年度可能であればやりたいなど。維持管理のやはり予算の中で対応できるものかなと思っていますので、少しずつでも進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） ありがとうございます。

地域の話で、孫が足を滑らせてしまって転んだんだと、本当はPTAだから子供と言いたいですけれども、話が自分の孫がここで転んだということで今回ちょっと町内というか三小学区内を歩かせてもらいながら、言われたところはすぐに1回行って確認したんだけれども、そのほかはなかなか確認できなかつた。今日の答弁でも残り200メートルとなっていますので、本当に見つけられるのが当たり前なんだなというくらいやっぱり1か所だけになっているということです。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、あと側溝蓋の持ち手部の隙間に物を落としたについてです。

側溝蓋やグレーチングの蓋の隙間にハイヒールのかかが入って転んだり、物を落として困ったという話をよく聞きます。そのような相談があったときに、町としてはどのような対応を取っているのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市整備課長。

○都市整備課長（鈴木喜宏君） お答えいたします。

側溝に物を落としたときの対応ということでございますけれども、町のほうに連絡があった際には職員が現場に行きまして蓋を開けて対応しているという状況ですけれども、年間にこういった事例というのは四、五件程度とはなっております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） これもちょっと町民の声を聞いたんですけれども、加瀬町内会のある店舗では、お客さんのために蓋の隙間に重ねていたと。要は、蓋の持ち手のところの空いている穴に蓋をするということで重ね蓋をしていました。話を聞いたら、やっぱり入ってくるときにもしかするとハイヒールのかかとだったり、やっぱりちょっと転んだりするとかわいそうなので自分でしましたというお話を聞いてきました。これらの行為に、要は自分の家の前だけかもしれないんだけど、やっぱり持ち手のところに蓋をすれば、維持管理のときにはそれを取ればいいだけなので、蓋をするときに町として幾らかかかった材料費だけでも支援というかそういうことは考えていないのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市整備課長。

○都市整備課長（鈴木喜宏君） お答えいたします。

今、加瀬町内会というお話ございましたけれども、こちらでも現地を見ないと、この場でできますよ、できませんというお話もなかなか難しいところではあるんですけれども、町が管理している構造物等に不具合があったり、そういった場合については町のほうで対応するのが当然だと考えております。例えば、蓋の持ち手部以外に蓋と蓋との間に隙間ができたということなどはもちろん対応する考えではありますけれども、やはりそういったことがあった場合には一度御相談いただければなどは考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 塩竈市役所のとくに雨水の管理もしていたので、側溝の部分のやつの管理をしながらなかなか持ち手部の穴を埋めると雨水が入らなくなるとかそういうデメリットの部分はあるんだけど、やはり晴れているときに歩いているときに、持ち手も含めて側溝の隙間も含めてやっぱり穴が空いているとハイヒールのかかが入って転んだというのはよく聞く話なんです。それに対して、今でも答弁は相談してもらえばということだったので、つけている分は新たにということはないでしょうけれども、今後、そういう意味ではそういうより道路を安全に使いやすくするためのやっぱり方策というのを検討していかなきゃならないのかな

と思います。

そういう意味では、持ち手部だけじゃなくて側溝の蓋はずれていくと隙間が2センチから35センチと、あまり大きくなるともう当然町のほうで対応するので、それ以上大きくなると何してもやっぱりそういうところに足がつかずいて入ったとかいう話はよく聞くので、ぜひその辺の対応をなるべく早めに、相談するなりにあと伝えておきますので、ぜひそのときによろしくお願いしたいと思います。

（2）町のPTA連合会からの通学路合同巡視点検に基づく要望と対策はどのようにしているのかについてです。

先ほど、答弁で警察とかいろいろな団体と一緒にやっているという答弁がありました。今回、取り上げている登下校時の安全対策、特に低学年児を考えたときには、家を出たときから帰るときまでを見守りの対象としなければなりません。町としての課題はどう考えているのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木久仁子君） お答えします。

登下校の安全対策につきましては、今、都市整備のほうでお答えしましたようなハードな対策と、交通規制や交通安全教室のようなソフトな対策があるものと考えております。特に低学年、小学校1年生につきましては、今までは保護者の見送りとか送迎があったところから急に1人で登下校をしなきゃいけないというところで、低学年特有の飛び出し事故や車の間から出て行ったり不審者の部分についての声かけだったりというところの部分が多くあるのかなと考えております。

ですから、子供みずから自分の命を守るといふことの意識が大切であるのかなと考えております。低学年特有の飛び出しや決まった道路を通る約束、知らない人からの声かけなど学校での安全教育や家庭での安全教育、また地域と連携した見守り体制が重要であると考えています。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） それでは、町長に聞きたいと思います。

現状では、町として整備を進めていかなければならない課題が山積していると思いますけれども、町長の登下校時の安全対策も含めて決意を聞きたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 木村議員の再質問にお答えいたします。

本当に子供の通学路から女性のハイヒールについてまで大変きめ細かい目配りをされているなど大変感心をして質問を聞かせていただいております。本当にありがとうございます。

現状で、町としての整備は本当に山積しております。

まず、木村議員初め皆さんから住民の皆さんと一番近い議員の皆様からこうして教えていただけていること、課題は把握しているのかということをお聞きいただいておりますが、まずは把握することから始めて、そして財源確保、そして住民の皆様との協力関係を築いていくことなのかなと思っております。

さらに、通学路の登下校についてPTA連合会の皆様、町と警察署ともいろいろ話をしておりますが、これは警察署さんとか相手があることですので、予算なのか順番なのか優先順なのかとかいろいろあると思いますので、しっかりとコミュニケーションを強く取って対応していきたいと思っております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 町長の答弁のとおりだと思うんです。1つだけ言っておきたいのは、やっぱり一度着手した工事、事業があれば、それは継続して終わるまでずっと続けていかなければならないと。先ほどのあそこのカラー化の話もそうですけれども、やはりやる場所は幾らでも残っている。その条件がある程度傷んできたところと一緒に直していくよというのも1つの方法だし、やはり交通量の多いところ、人の通りの多いところから順番にカラー化していくというのも必要だし、それはカラー化だけにとどまらずやっぱりきちっと順番をつけて休むことなく前にきちっとやってほしいなと思います。

また、あと安全対策でいえばさっきの集団登下校のときにやっぱり1列でというのなかなか大変きついとは思いますが、でも今の現状が1.5メートルなければやっぱり本当に1列でとなっては路側線から道路に出ないように安全対策をぜひ教育委員会としても指導していくようお願いをしたいなと思います。

それでは、大きな2点目、水害に対する対策と実施についてに移ります。

今回、前回の6月定例会でも3つの幹線の整備を行うという答弁がなされております。この幹線の整備を行うことによって、利府町の雨水計画の雨水幹線・枝線の整備についてはどのようになるのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 上下水道課長。

○上下水道課長（名取仁志君） 木村議員の再質問にお答えします。

3路線の整備を行うことにより雨水幹線・枝線の整備についてはどのようになるのかということですが、現状で雨水の認可区域の面積というのは880ヘクタールでございます。これに対して、現状で整備済みという面積が637.59ヘクタールですので、現在の状況では72.45%。今回、利府1号雨水幹線、役場の庁舎、こういったものを整備することによりまして約92.2ヘクタール整備面積が増加しますので、整備後には82.9%という形になるかと思えます。

すみません。3つの幹線合わせて増加するのが92.2ヘクタールということになりますので、基本的に言いますと、横枕川1号雨水幹線というのは今回計画しているのは一部の改修ですので、あの区間については整備済みという扱いにはなっているんですが、今回、水害が多いということで補修工事という形で来年度計画しているという部分でございますので、今回、増えるのはあくまでも利府1号雨水幹線の部分92.2ヘクタールのみでございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 横枕川の分はもう完成しているので改修なんだという答弁を心にしながら質問に入りたいと思います。

基本的な排水施設、幹線整備が完了することによって、現在、計画されている計画降雨に対する砂押川の排水は適正にできると考えていいのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 上下水道課長。

○上下水道課長（名取仁志君） お答えします。

整備後に関しましては、現在、計画している都市部における雨水の計画雨量に対する排水処理については改善されるものと考えております。ただし、砂押川への排水に関しましては、町長答弁でも申し上げたとおり河川への放流量との関係もございまして、今後、砂押川と勿来川を管理している県の河川管理者及び下流の市のほうと今後調整をかけてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） すみません、ちょっとそこでもう1点だけ確認させてください。今現在、利府町の雨水計画は7年確率、54ミリで流出係数が0.5と0.3で計画をして幹線整備をしていると。それで砂押川及び勿来川に排水するんですけども、その水量は全ていろいろな調整池とかそういうのはつくらないで流し切れる水量になっていると確認をしてよろしいのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 上下水道課長。

○上下水道課長（名取仁志君） お答えします。

54ミリの流量に関しては、砂押川、勿来川への放流に関しては問題ないものと考えております。ただし、勿来川、砂押川というのは流域が広いので、うちのほうで拾っている流域外から入ってくる分もありますので、そういった場合に排水不足というものも生じてくる可能性もありますので、その辺を関係課と調整するという内容でございますので御理解願います。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 砂押川も上流から下流まであって、下流のほうは水が全部集まってくるので大変なんだという話もよく聞きます。ただ、それで聞いている中で全てにじゃあしようがないなというわけにはいかなくて、やっぱり利府町の雨水はできれば速やかに排水するというのが基本的な課題になっているんだろうなと。そういう中で、今回の54ミリまでは県との協議も済んでいて流せるよと。問題は、54ミリに流出係数の0.5と0.3の分を入れたときに、流量が若干砂押川に入る水量が上下する部分が出てくるんだろうなと思います。その中で、できれば多く流せないで54ミリの雨でも町内で遊ばせながら流せるというのがあると思うんですけども、今現在の流出係数、要は住宅地も含めて0.5と見ている町の流出量、宅地分の流出量を半分と見ていると。降った雨の半分しか流れてこないと見込んで今計算をやっています。梅雨どきや台風どきの降雨が連続するときには、計画以上の雨水流出量になると思いますけれども、いかがでしょう。

○議長（吉岡伸二郎君） 上下水道課長。

○上下水道課長（名取仁志君） お答えします。

雨水流出係数については、議員御承知のとおり降雨量と管渠に流入する雨水量の比率で地域ごと、用途ごとに区分されています。住宅地、商業地、田んぼ、畑、それから山林です。この面積を測りまして地域ごとに流出係数を算出しております。

ですので、同じ住宅地の中でも密集している地域、していない地域、そういったものがございますので、そういった部分を面積ごとに集計しまして係数を出しております。同じ用途地域の中でももちろん違ってくる部分もありますので、こういったものを算出した中で最大値を用いて、この地域については0.5ですよとかこの地域は0.3ですよという計算をしておりますので、あくまでも0.5が最大ということで取っておりますので、実際にはその中に0.4のところもあるし0.2のところもあると。合わせて平均で0.5ですよという計算をしていますから、一応基本的に

は最大値というもので計算しているということで御理解願います。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 確かに田んぼとか畑とか雨が降れば半分も流れてこないだろうなというのも話としては分かるんです。ただ、やっぱり雨水の計画といったときに、雨の降り始めから降り終わりまで、要は開発行為なんかであれば、もしくは河川であれば日中雨量300ミリという基準がありますよね。日中雨量300ミリというのは24時間で300ミリです。300ミリを24で割れば1時間あたり十何ミリしかないということになります。ただし、やっぱり利府町のように市街化区域で降ったら30分くらいで河川が流れてくるところという、やっぱり時間雨量54ミリで計算をしたと。54に24という千何ミリになりますから、それだけの雨に対応できるような雨水幹線の整備をしているんだということになるんだと思います。

今日も朝の5時半過ぎですか、1分か2分物すごく強い雨がありました。え、と思って、ちょっと出て車に乗るところだったのもうびしょびしょになってしまって、でもあの雨量でいえば多分時間雨量20ミリくらいなんだろうなと。1分間しか降っていないのでそんなに量的には多くはないんですけども、でもあれがずっと続けば本当に水害になる可能性がある。雨水の計画でいえば、なおさらその部分で実際には54ミリと言っているけれども、10分間の雨量にすれば9ミリなんですよ。9ミリで30分降れば、流達時間の関係でいえばもう満杯の水量と同じになるんだということになってしまうんです。だから、その部分を含めてやっぱり本当に雨の降った量と流れてくる量は確認をしておかなきゃならないというのが今回の私の一番のテーマになっています。

質問になりますけれども、町の雨水計画では宅地分の流出量を半分と見えています。降った雨の半分しか流れてこないと見込んでいます。梅雨どきや台風どきの降雨が連続するとき、先ほど言いました日中雨量300ミリ始まりますけれども、もう10時間、12時間降ったときに、その後に54ミリの時間雨量の降雨が来たときに計画以上の雨水流出量になると思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 上下水道課長。

○上下水道課長（名取仁志君） お答えします。

先ほども申し上げたとおり流出係数に関しましては、基本的に連続降雨で変化するものではなく、あくまでもその地域ごとに大体土地の形状によって計算されるもので、これで認可というものを取得しております。ですので、連続降雨という計算については、先ほども申しました

とおり田んぼ、畑に関して、そういった空き地に関しても基本的にその区域であれば0.5で見えています、その地域というのは0.2とか0.1にしかならない。連続して降ったとしても0.5には達しない。住宅地に関しては若干高くなる。これを平均して0.5と見えていますので、余裕高はあるかどうかのほうでは考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 私も公務員だったので、計画どおりに事業を推進することも必要だと思っています。ただ、本当に計画どおりに雨水流出量の減少が行われているかどうかということの確認も必要なんだと自主的には思っています。

そこで、ちょっと町長に聞きたいと思います。町長の住んでいるところで雨が降ったときに、降った雨の半分は敷地内で水をためられると思うのかどうか。答弁をお願いします。雨が降ったら町長の住んでいるところで、例えば、54ミリ降りましたと。雨は、でもその敷地内で二十何ミリたまっていますと言えるかという話ですけれども、いかがでしょう。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 御質問の答えになるか分からないんですけども、私の住んでいるところは坂道なのでそのままずっと流れて行って田んぼに、または目の前にため池というかありますので、そこら辺に全部行くんじゃないかなとは思っているんですけども。ごめんなさい。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 今の町長の答弁が今回の雨水の課題になるんだろうなと思います。町長のところでは、降ったら大体大半は流れて行って田んぼに入ったりしながら河川に行くまでに止まるんだよと、一般的には多分そういう見込みでいいんだろうなと。問題は、やっぱり利府町の雨水を考えたときに、要は砂押川と勿来川の間に挟まれたこのエリアの中でそれくらいの調整池といいますか遊休池といいますか、そういうのがどのくらいあるのかという話に今度はなっていくんだろうなと。課長が答えたのもそれは計画論上は正しいんです。実際、やっぱり雨が降ったらもう9割流れていくところと2割しか流れて、それで畑と田んぼとあるんだよと、その分を合わせると0.5と見ましたという半分しか流れないと見たので、そのための幹線計画をしていますというのは、それで正しいんだと思います。

ただ、やっぱり今その利府1号幹線、山の分を除けば自主的にそこに入ってくる分は差し引きできない状態にもなっているんです。みんな、もう商業地であったり住宅地であったり。昔だったらやっぱり自分の宅地分の駐車場なんかも舗装しないで土にしておいて浸透させます

よという話をしていたんですけれども、でもその分も今だんだんとアスファルト舗装であったり水が流れているような仕組みにもう今はなっているんです。屋根だったら9割流れていく、舗装も9割流れていく。そうすると、残った分の半分くらいはどこにためるの。やっぱり勿来川と砂押川のエリアであれば田んぼの分があるんですけれども、その田んぼに行く前にまず1回幹線の中を通っていかなきゃならないというのを考えると、実際にその部分がどんな状態で流れていくのというのを考えていかなければならないなと思います。やっぱり計画があれば計画を実施するのは必要だし、その計画で若干の疑問点があればその部分を確認しながら訂正するものは訂正をしていくということが大事なんだと思いますので、ここで答弁というわけにはいかないと思うので、ぜひ検討を始めていただきたいなと思います。

今回は、1、登下校時の安全対策について、2、水害に対する対策と実施についてを取り上げさせていただきました。当初は、3、新型コロナ対策に関する利府町の対応についてということで、1、コロナ発生時の町の情報提供、2、町の検査状況の確認、3、感染者への町の対応をただす予定でしたが、議長や少なからぬ議員の助言により取り下げました。

住民のための行政からの情報発信は、その時々には速やかに行わなければならないと考えています。町民の安心・安全なまちづくり、町民の生活を守るための取組を拡大するとともに、必要ときに速やかな情報発信を町へ要請するとともに、皆さんと力を合わせて住みやすい利府町実現のために取り組むことを誓い、9月定例会の一般質問を終わります。ともに頑張りましょう。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、10番 木村範雄君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

再開は11時00分とします。

午前10時48分 休 憩

午前10時57分 再 開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 安田知己君の一般質問の発言を許します。安田知己君。

〔9番 安田知己君 登壇〕

○9番（安田知己君） 9番、共産党議員団の安田知己です。今回の質問は2点にわたって質問しております。

まず1点目は、子育て支援についてです。

新型コロナウイルスの感染拡大が続き、4月7日に発令された政府の緊急事態宣言は、5月25日をもって全ての都道府県で解除されました。しかし、外出自粛の要請や不要不急の外出ができなくなった影響で社会経済や教育環境は大きく停滞を余儀なくされております。

町では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するために、母子・父子家庭支援事業や新生児臨時特別給付事業、小中学校給食支援事業など様々な支援を行っており、そのことは評価できます。しかし、緊急事態宣言による社会活動の停滞で著しく収入が減少している子育て家庭も見られます。そこで、以下町の考えを問います。

（1）保護者へ就学援助制度のより一層の理解と周知を図るべきであり、就学援助制度のさらなる拡充が必要だと感じますが、どうでしょうか。

（2）新型コロナウイルス感染拡大の影響で貧困家庭の経済状況は悪化しております。学ぶ意欲がある学生には町独自の奨学金制度を検討すべきではないでしょうか。

（3）全国の大学などではオンライン授業やオンデマンド授業が進められています。オンライン授業やオンデマンド授業を受けるためには、パソコンや無線LANなどのインターネット環境の整備が必要とされます。しかし、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、アルバイトができない学生や奨学金を借りている学生などは金銭的に厳しい状況に置かれております。町独自の支援が必要ではないでしょうか。

大きい2番、ひきこもり支援についてです。

ひきこもりとは、6か月以上にわたり家族以外の人との接触を避け、学校や職場などの社会生活に参加せず、ほとんど自宅で過ごしている状態のことです。内閣府は、40歳から64歳でひきこもり状態にある人数が61万3,000人と発表しております。2016年に発表された40歳未満の54万1,000人と合わせればおおよそ115万人以上にもなります。ひきこもりが長くなるほど社会生活に戻るまでに長い時間がかかり、家族の不安も大きくなります。また、ひきこもりの長期化を防ぐためには対策も必要であると考えます。そこで、以下町の考えを問います。

（1）新型コロナウイルスの感染拡大でひきこもりの人が立ち直る機会を失っているのではないのでしょうか。

（2）新型コロナウイルスによる経済の悪化で成人のひきこもりが増えるのではないのでしょうか。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について、当局答弁願います。

1、子育て支援について、（1）、（2）は教育長、（3）及び2、ひきこもり支援については町長。

初めに、教育長。教育長。

○教育長（本明陽一君） 9番 安田知己議員の第1点目の御質問にお答えいたします。

まず、（1）についてでございますが、就学援助制度の周知につきましては、入学通知に就学援助制度のお知らせを同封し、小中学校の入学説明会におきまして説明会の資料として周知を行っております。また、前年度に認定されました世帯につきましては、学校を經由し個別に通知しております。学校におきましても、就学援助が必要と思われる世帯につきましては随時教育委員会に相談することを勧めるなど、制度の周知を図っているところでございます。さらに、子ども支援課より発行しております利府町子育て支援ガイドブックにも掲載し、周知をしているところであります。

今後、より一層の理解と周知を図るため、在学する児童生徒の保護者の皆様に対する定期的な周知を学校と連携して細やかに進めてまいりたいと考えております。

就学援助制度のさらなる拡充につきましては、議員御承知のとおり、現在、町独自の事業であります小中学校入学支援事業を継続しており、保護者の皆様の経済的負担の軽減を図っておりますので、現段階では難しいものと考えております。

次に、（2）の御質問に関しましては、これまでも同様の御質問を頂き答弁しているところでありますけれども、町独自の奨学金制度を実施する上では財源の確保が必要であることから、現段階では難しいものと考えております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 次に、町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 9番 安田知己議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の子育て支援についてお答え申し上げます。

（3）の金銭的に厳しい学生に対する町独自の支援についてでございますが、現在、国において「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』や高等教育の修学支援新制度など、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生らへの様々な経済的支援を行っていることから、議員御提案の学生への町独自の支援につきましては今のところ考えておりませんので御理解願います。

次に、第2点目のひきこもり支援についてお答え申し上げます。

まず、（１）の新型コロナウイルスの感染拡大によるひきこもりの方の立ち直りの機会の喪失についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響でひきこもり支援に関する各種事業が休止している状況にあることは認識しているところであります。

本町では、これまでもひきこもりの方が立ち直るための１つの手段として相談事業を行ってきたところでございますが、コロナ禍において緊急事態宣言が発出されていた期間を含め、住民からの相談があった際には保健師による電話相談や予約制での来所相談、訪問等を実施しており、新型コロナウイルス感染症拡大前とほぼ同様の体制で一人一人に寄り添った支援を行っているところであります。

最後に、（２）の新型コロナウイルスによる経済の悪化に伴う成人のひきこもりの方の増加についてでございますが、現在のところ、新型コロナウイルス感染症の影響でひきこもりになったという町への相談はございません。しかし、今後とも状況を注視しながら情報を把握したいと考えております。

国では、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の中で、実施すべき重要項目の１つに長期間にわたる外出自粛等によるメンタルヘルスへの影響等の社会課題へ適切な支援を行うことを掲げております。このコロナ禍は長く続くと考えられており、今後はその影響によりひきこもりの方が増える可能性がありますので、本町としては国の基本対処方針に基づき関係機関と連携を図りながらひきこもりやメンタルヘルスに関する情報提供を実施してまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。安田知己君。

○9番（安田知己君） では、（１）の就学援助制度の理解と周知について再質問してまいりたいと思います。

まず、就学援助制度の支給実績というのはどうなっているのか、ちょっとその辺のことをお話してもらってよろしいでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木久仁子君） お答えします。

支給実績について、平成30年度につきましては148人、金額にしましては1,229万8,401円となっております。令和元年度につきましては154人、1,254万3,492円となっております、比較増減6名増となっているところでございます。なお、今年度につきましては156人と2人増となっているところでございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 実績、少しずつ増えてきているのかなということはちょっと理解できませんでした。この就学援助制度なんですから、受けられる所得でもあるのにこの制度を受けていない世帯が結構多くあると思うんです。この制度を利用しない理由など、そういったおのおの世帯の実情というのは何かしらつかむようなことはあるんでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木久仁子君） お答えします。

所得状況等につきましては、保護者の同意がないと我々は確認することができません。そのことから、各世帯の部分についての状況ということは把握できないというところが今実情でございます。

しかしながら、前年度認定になっていて未申請の方につきましては、一人一人意思の確認や状況の確認を行っているところです。令和2年度におきましては、全ての方について確認済みとなっております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 分かりました。まず、これは申請する制度なので、そういった申請がなければこっちからどうのこうのということは、呼びかけることはできるとしてもなかなか難しいと。ただ、しっかりともらっている人には引き続きちゃんとやっているということは理解できました。

保護者の方の様々な声や、あと私がちょっと感じた意見などを聞いていただきたいと思えます。

まず、就学援助制度を利用するのが悪いような、そういった先入観というものを多くの人を持っているなというのをちょっと感じました。そして、この制度の利用を躊躇してしまう雰囲気というのですか、そういったのが何か保護者の中にもやっぱりあるようなんです。やっぱりこれは所得によって当たり前を受けられる制度なんだと、そういったことをもう少し周知を一層深めていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木久仁子君） 制度につきましては、様々な機会を捉えながら、ホームページ等も活用しながら説明を行っているところです。教育長答弁にもありましたように、一人一人学校の生活状況に応じながら、必要かなと思われる方につきましては学校を通じながら教育

委員会のほうに相談するよという形で相談の機会を設けていただいたりという形になっております。また、新入学生につきましては、新入学通知や入学説明会のときの機会を捉えながら制度の説明を行っているところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 分かりました。当たり前を受けられる権利としてそういった制度なんだということの周知をお願いしたいと思います。

じゃあ、次の就学援助の制度の新入学学用品費の入学前に支給した実績というのはどうなっているのか。特に小学生、小学校に入る前に事前に支給した事例とかあるのかどうか、その辺についてちょっとお話ししてもらってよろしいですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木久仁子君） お答えします。

新入学学用品費の部分につきましては、平成30年度、31年度の新入生という形になります。小学校が12名、中学校が11名の計23名となっております。令和元年度、令和2年の新入学生については、小学校は7名、中学校が13名の20名という形になっております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 分かりました。大分入学前に支給できているんだというのが理解できました。中学校は小学校から中学校にずっと上がるので入学前の支給というのはできていると思うんですけども、やっぱり大切なのは小学校に入る前に新入学学用品費を、ランドセルとか買いますから、そういったのを支給することだと思うんです。小学校に入る前に学用品費を支給するためには、やっぱりこれも周知方法をいろいろと工夫する面があるんじゃないかなと思うんですが、何かそういった工夫できることがあるかどうか、ちょっとお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木久仁子君） 今までは入学通知という形で通知をしていたところですが、今年度からは就学時健診のときの機会を捉えながら制度の説明を図っていければなという形で、できるだけ早い時期に説明をしていきたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 周知の方法の一層の工夫、今から工夫するんだと思うんですけども、心がけていただきたいと思います。

次に、保護者への就学援助制度の説明について質問しますが、就学援助の説明、いろいろ入学説明会のとくにやっているよとかいうんですけれども、どのような機会に、どのような時期に説明を行っているのか、ちょっと具体的に教えていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木久仁子君） お答えします。

先ほど答弁にありましたとおり、入学通知というところの機会と入学説明会というところの部分についての機会を捉えて説明を行ってまいりました。なお、随時ホームページや子育て支援ガイドブックなどには掲載しながら周知を図っているところですが、必ず周知には努めていきたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 今年、青山小学校に私の娘が入学したもので、そこで気づいたこととかあと保護者との会話で気づかされたことをちょっと聞いていただきたいと思うんですけれども、青山小学校では昨年の11月12日に健康診断があったんです。そこでは、次に集まる今年の2月7日の入学説明会、答弁書にもありましたこの入学説明会で、必ず購入しなければならない入学用品として2,640円が必要であること、あとはそれにプラスして鍵盤ハーモニカとか算数セットなど全て買うと1万6,750円を用意しなければならないよという用紙が配られるんです。青山小学校では、就学援助制度の説明というのは今年の2月7日の入学説明会で教頭先生から非常に丁寧に分かりやすく教えていただいたんですけれども、でもこの日には必ず購入しなければならない入学用品費があるんです。お金を持っていかなきゃだめなんです。全て買うとなるとこれが1万6,750円と結構な金額になるんです。

やっぱり就学援助制度を利用する人には、保護者が一番最初に集まる11月12日の健康診断のときに就学援助制度の説明を行って、2月7日の入学説明会ときには、例え、そのときにお金の持ち出しがあったとしても就学援助制度からお金が返ってくるんだよということを事前にお知らせしたほうがいいんじゃないかなと思ったんです。この制度を利用する人がお金の出費に対して精神的な安心感というのも多分持てると思いますし、やっぱりお金を出すことに不安を感じると思うんです、この制度を利用する人は。やっぱり一番最初に、早い時期に就学援助制度を必ず保護者のほうに説明してもらいたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木久仁子君） お答えします。

議員の提案のとおりできるだけ早く説明をし、保護者の方たちの負担軽減ということでそういった機会を捉えながら制度の説明に努めていきたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 分かりました。

あと保護者への就学援助の説明とか相談とかですけれども、例年ですと、これは保護者の例えば相談は、入学式の終わった後とかに多分相談を受け付けたりとかいろいろ入学式のときにやっていたと思うんです。今年、新型コロナウイルスの影響で町内のどこの小中学校も入学式を簡素化して実施していると思うんです。仕方ないことですが、やっぱりこの就学援助制度の相談というのも対応できなかったんじゃないかなと思うんです。やっぱりコロナ禍で各家庭の経済状態というのは、誰もがどんなタイミングで悪くなるか、おかしくなってしまうかは分からないような状態だと思うんです。

そこでなんですけれども、全児童生徒を対象に就学援助制度のお知らせとあと申請用紙、こういったものを同時にもう一度配付してはどうかと。今年は本当に新型コロナだったのでそういったことをやってはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木久仁子君） お答えいたします。

町として全児童生徒に配付をしていなかったところなんですけど、今年度、各学校におきましてはお知らせの便りと一緒に就学援助の制度の申請用紙等を配付していただいている学校もありましたので、学校の協力を頂きながら、そういった機会を捉えながらそういった申請用紙やお知らせ等をできればと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 分かりました。ぜひ、お願いします。

お願いばかりでちょっと申し訳ないんですが、もう一つ御提案があるんです。町のホームページの就学援助制度の紹介ページがありますけれども、就学援助制度が認定される所得の基準額、目安表というのをぜひ掲載してほしいんです。どのくらいの所得があるかで自分の家庭が就学援助の対象になるのか、ならないのか、やっぱり大まかな目安としてはそういったものが必要になると思うんです。どうでしょう、ホームページに少しそういったことを掲載できるかどうか、これから検討すると思われるんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木久仁子君） お答えします。

他自治体においてもそういった目安を掲載しているところもあるとお伺いしておりますので、掲載のほうについて検討していきたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 他自治体というところとやっぱり富谷市がこの就学援助制度を紹介するホームページに目安表を掲載しているんです。やっぱり自分の家庭がその対象になるのか対象にならないのかという指標になるみたいで、これが相談にもつながっているというお話も伺いましたので、ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、就学援助制度の拡充について1点だけちょっと質問したいと思います。

岡山市の義務教育完全無償化を目指す岡山市民会議では、教育について様々な交渉を行っているんだよというような新聞記事を拝見しました。その中で、修学旅行費の金額の引上げや、あとは前渡しで支給することへの要請、そしてこれは大事だなと思ったんですけども、就学援助制度でクラブ活動費や生徒会費、あとPTA会費への補充が可能かどうかということを検討してくださいといった要望を数多く行っているようだったんです。今後、利府町としても就学援助の拡充が可能かどうか、ぜひ検討していただきたいことだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木久仁子君） お答えします。

制度の拡充につきましては、教育長の答弁にもありましておとり町独自である小中学校の入学支援ということで運動着の支援をしております。この支援事業については、他自治体ではない事業でありまして、ほかのところからはとてもいい事業だと評価を受けているところがございますので、こういった事業を継続しながら保護者の負担軽減を図っていきたいと考えておりますので、現段階では難しいものと考えております。御理解ください。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 分かりました。いろいろな機会を検討していただきたいと思います。

次に、（2）の再質問をしたいと思います。（2）と（3）なんですけれども、コロナ禍における子育て支援ということで質問が若干似てくると思うんですけれども、答弁もやっぱり似てくると思うんですけれども、その辺はちょっとよろしくお願ひしたいと思います。

では、奨学金制度の創設について再質問していきたいと思ひます。

答弁では、財政的に難しいということだったんですけども、奨学金の質問をする前に利子補給事業ということをちょっと、今までの答弁だと利子補給制度で対応するよみたいな答弁がいつも返ってきたんです。今回はなかったんです。ちょっとその利子補給について聞きたいんですけども、聞いて大丈夫ですか。大丈夫。通告外かなんかかなと思って。

じゃあ、町では勤労者生活安定資金利子補給事業というのを行っておりますね。この利子補給事業というのは、私たち共産党議員団が何回もそれこそ代わる代わる奨学金制度を創設していったらどうだというのを一般質問して、そして何とか学生の負担を減らせないかということで鈴木前町長の実施した施策であります。

ちょっとそこでお聞きしたいんですけども、毎年、利子補給事業というのは利用者が少ないんじゃないかなと感じていたんですけども、利子補給事業の利用状況は、決算に載っていたんですけども、ちょっとどうなんでしょうか。その辺をお話ししてください。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木久仁子君） お答えします。

利用状況につきまして、30年度は9人の13万4,930円となっております。元年度におきましては、8人の14万円となっているところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 利子補給事業は、決して悪い制度ではないと思います。しかし、学生や学生の保護者が本当に利用しやすい制度なのか、利用したいと思うような制度なのか、そういうことはもう少し研究の余地があるんじゃないかなと感じます。

これについて今ここで突っ込むつもりはないので、少し考えていただきたいと思いますが、新型コロナウイルスの影響でアルバイト収入や親の収入が減って学業の継続に不安を持っている学生が今増えております。学生団体の調査では、退学を検討している大学生が20.3%、5人に1人が退学を検討しているという結果もありました。学ぶ意思がある子供たちには、やはり学校を退学しないように町が積極的に支援の手を差し伸べるべきだと思います。町の未来を担う子供たちの進路選択の幅を広げるためにも、町独自の奨学金制度というのは検討する時期、つくれというわけじゃなくて検討する時期ではないのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木久仁子君） お答えします。

コロナ禍における部分についての大学生向けの部分については、コロナの関係のほうで様々な給付制度が今実施されてきているかなと考えております。教育長の答弁にもありましたが、町独自の奨学金につきましては、現段階では財源の確保を含めながら難しいのかなというところを考えているところです。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 大体のいろいろなやりとりをするとこういうやりとりが続くんですけども、申し訳ないですけども、ちょっと聞いていただきたいと思うんです。宮城県内の20の町村、富谷が抜けたから今は20になっているんですけども、その中で自治体独自に奨学金制度を実施していないというのは残念ながらこの利府町だけなんです。利府町は子育て支援のまちということで、やっぱり子供の医療費の助成とかあとは小中学校の、先ほどおっしゃいましたけれども、新入学生の運動着の支給など、やっぱり先進的な取組を数多く行っております。そのことがやっぱり町内外の人に認められて微増ながら人口が増えてきているのかなとも思います。

新コロナで学生は今まで当たり前でできたアルバイトというのができなくなってきたんです。学生がアルバイトで学費や生活費を稼ぐことができないために高校進学や大学進学を諦めるしかないといった選択肢しかないということは、やっぱりこれは大変不幸なことだと感じるんです。やっぱり子育て支援の先進的な自治体である利府町としては、奨学金制度が本当に必要なのか必要ではないのか、その有効性などをもう一度研究する必要があるのではないのかなと思うんですが、これは創設しろというわけじゃないんです。町としてまず検討を始めてみたらどうでしょうかということなんですが、これはぜひ町長の考えを聞きたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 安田知己議員の再質問にお答えいたします。

答弁同じになってしまいます。私も奨学金を借りて通った人間ですので、必要性は十分わかっておりますので。しかし、育英会関連またはその他多くの民間の皆様も教育を初め多くのメニューを出しております。まずは、そういうところを各個アプライしてトライしてもらうというのが、常套なというか筋が通った話なんじゃないかなと思っております。今回、菅さんも段ボール工場で働きながら、苦学しながら大学へ行ったということの思い出を語っていましたが、やっぱり大学生のお話ですので、そういう親に頼らずに自分で稼いで苦学して学問を修め

て、立身出世ということは古い言葉かもしれませんが、していくということも生き方としてはあるんじゃないかなと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 生き方としていろいろあると思うんですが、ちょっと先ほども述べましたけれども、大学生の5人に1人は退学を考えなければならないような今状態なんだということを理解していただきたいなと思いますし、やっぱりこのままこれを放置してよい問題なのかということだと思うんです。

ちょっとそこでお聞きしますけれども、奨学金制度は、他の自治体の例を見ますとやっぱり3,000万円から4,000万円ぐらい財源が必要になってくるんです。今年の令和元年の決算書を見ますと、財政調整基金が今ちょっと減っていますけれども、10億円ほどあるんです。限りある財政調整基金ではあると思うんですけれども、やっぱり教育というのは未来の投資ということだと思うんです。この基金を活用すれば奨学金制度は決して不可能ではないのではないのかなと思うんですが、町長、いかがでしょうか。同じような答弁になってしまうのかなとも思うんですけれども、ちょっとあえてお聞きします。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 答弁を予期されて質問されると歯がゆい感じが、私も答えにくいのでございますが、私も財務課長といつも予算の話とかレクとか決算のレクを受けた後、いつも暗い気分になるんです。その割には、周囲の皆さんから利府町はお金持ちだよねと言われるんですけども、実はもう安田議員も御案内のとおり薄氷を踏む思いで町政運営をしている、予算運営を施行しているところがございますので、なかなか余裕がないかなと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） なかなか難しい質問をしているなと私も思いながら、町長の気持ちも分かるんですけれども、やっぱり学生の気持ちも分かってほしいということでこういう質問をさせてもらっています。最初の答弁書を見て、財源的に難しい、減の中で難しいという答弁書を見て創設は難しいんだなと思いながらも、こっちは質問しているんです。町長はこれからも町民の方々と、例えば、町民会議とかそういった場所で交流すると思うんです。それこそ昨日、遠藤議員とのやりとりでオンラインでの話合いとかそういったことも考えられると思うんですが、やっぱりその場で町独自の奨学金制度について学生とかその保護者に対してぜひ意見を聞いてみていただきたいなと思うんです。それと同時に、各自治体の首長にも奨学金の有効性、

あとは本当に回収が大変な事業なのかどうか、そういったことも情報収集していただきたいなと思うんですけれども、これはどうですか。可能でしょうか。お願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） もちろんオンライン町民会議等々、これからしっかりと取り組んでまいりたいと思います。広く町民の皆様に、町政についてどのように考えておられるのか、また意見、アイデア、いろいろなことをその場でも出していただきたいなと思っております。その際、まだ開いていないから何とも言えないんですけれども、頂いた意見は全てにおいて真摯に受け止めて研究調査していきたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 分かりました。今後も、多分嫌でしょうけれども、この問題に対して今日はここで引っ込めますけれども、私じゃないかもしれませんが、またしっかりと町当局と議論していきたいと思えますし、そうしていかなければいけないと、私たちも選挙でやっぱり奨学金をつくってくれといった声もあって、それを公約に私たちもこの場にいますから、ぜひこれからもやっていきますのでよろしくお願いします。

次に、オンライン授業における町独自の支援について質問いたします。

新型コロナウイルスの感染拡大でほとんどの大学がやっぱり今オンライン授業に切り替えているみたいなんです。ちょっと考えていただきたいのは、ひとり親世帯のことなんです。母子家庭の相対的貧困率は6割が貧困であるというデータがあります。年間の平均収入というのは180万円で、やっぱり半数以上が非正規雇用と言われている世帯であります。このひとり親世帯の大学進学率というと、世帯の半分程度が大学に進学しているんだというデータがあるんですけれども、それでもやっぱり半分程度でもその方というのは国の教育ローンなどを借りて頑張って進学している子供さんがいらっしゃるということをやっぱり理解していただきたいんです。ひとり親に非正規、そういった家庭ではインターネット環境というのは多分整っていないと思うんです。そこまでお金はかけられないので。大学に入ってオンライン授業になるよと言われても、多分、パソコンとかあとWi-Fiとかそういったのがなければ取り残されてしまうんじゃないかなと思うんです。

富谷市は、コロナ禍における学生の支援ということで30万円の無利子の貸出しを実施しているんですけれども、利府町としても、例えば、パソコンだったりとかWi-Fiの貸出しとか何でもいいです。何でもいいですという言い方は申し訳ないんですけれども、何かしらの支援

というのが考えられないのかどうか、ちょっとそこを、難しい問題でしょうけれども、お聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木久仁子君） お答えします。

議員がお話ししているように、今、大学生の方が頑張っているというのは十分承知しているところです。ただ、大学生のパソコンや無線ルーターの対応ということにつきましては、今現在、教育委員会のほうでは小中学校のG I G A教育ということで、鋭意、そちらの部分についてのタブレットの整備や校内通信ネットワークを進めているところでございますので、大学生の対応についても検討は現在ちょっと難しいかなと考えています。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 今、小中学校のG I G Aスクール構想に向けて動き出したばかりということで、やっぱり高校生、大学生に対しての町独自に何かしらの支援というのは難しいとは理解できました。これも町独自の奨学金制度さえあれば、私もこんな質問しませんしこういう問題も解決できるんじゃないのかなと思うんですけども、これを繰り返すとまた質問が最初に戻って町長に聞かなきゃならないのでこの質問はちょっとやめますけれども、次の質問、この質問の最後なんですけれども、町長にちょっとお願いしたいなと思うんですけども、新型コロナウイルスの影響でひとり親に限らず学生たちも経済的に追い込まれているということは多分理解していただいていると思うんです。

私は、大学3年生で奨学金を借りている学生からお話を伺う機会があったんです。この学生は、新型コロナウイルスの拡大で3か月ほどアルバイトができない状態になって、そのために学生の収入というのは奨学金だけになったそうなんです。まず、やったことは食事を1日1食にしたり、あとは欲しい物であるとかそれこそ高騰したマスクというのは買うことができなかったという話をしてくれていたんです。それはそういうふうに変な例なんですよけれども、利府町で義務教育を終えた子供たちの支援といいますと、今、大学生、高校生などの子ども医療費の助成というのをやっていて、これは大変本当に喜ばしい事業でいい事業だと思っているんですが、やっぱり今後は子育て支援というのを、子育て支援は義務教育までではないと思うんです。やっぱり親元を離れて自立するまでが子育て支援じゃないのかなと思うので、ぜひ子育て支援を高校生とか大学生へ拡充する、広げるような施策というのがぜひ必要になってくるのではないのかなと思うんですが、町長、考えをちょっとお聞きしたいと思

ます。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 安田議員の再質問にお答えいたします。

大学生ですから、自立してほしいなという思いは親御さんだったら、保護者の皆さんだったら思うのではないかなと思っております。私も短い間ですけれども、アメリカにいましたけれども、やはり高校生になったら大人の1人とカウントされて大学は奨学金で行くのは当たり前と。それが教育論で、その後の生活に非常に苦勞を強いているということが今問題になっているということもありますが、やはり自立意識を芽生えさせるということが親の仕事の1つでもあるかなと思っておりますし、大学生の皆様インターネット環境などがない場合は、ぜひ駅前の t s u m i k i を御利用いただきなと思うところも正直あります。なので、まずは私も、先ほど課長からもあったように小中学生にG I G Aスクール構想ということでちょっと資力を注力したいかなというところが現実でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） t s u m i k i の利用とかいろいろ考えられますけれども、やっぱり勉強ですのでオンラインといってネットカフェに行って勉強するかといったらそういうわけじゃないと思うんです。やっぱり落ち着いたところで、自分の自宅なりそういったところでオンライン授業はやらなきゃだめですし、自立してほしいという気持ちは理解はできるんですけども、やっぱり今コロナ禍で自立したくてもアルバイトという働くところがないんです。やっぱりそういったときに何かしら町として、高校生、大学生はもうすぐ大人だから自立してほしいという気持ちはあるかもしれませんが、やっぱりそういった人たちにも今コロナ禍であるからこそこかわらず何かしら支援をするよという考えをぜひこれから持っていただきたいなと思って、ちょっとこういう質問をしました。

経済格差によって学力格差の拡大を食い止める取組というのがやっぱり求められていると思うんです。貧困家庭の学生をどうやって支援するのか、それはやっぱり町の課題でもありますし、私も今後学生たちと実情とか保護者の話を聞いて、しっかりとそれを町のほうに要望していきたいと思いますので、ぜひまた本当によろしくお願ひしたいと思います。

まだ8分あるので、伊藤課長、ひきこもりについてちょっとお伺ひします。

今回、コロナ禍でひきこもりの人は外出しないのでやっぱり感染のリスクもないし、ある程度安心して生活しているんじゃないかなと私は感じていたんです。でも、やっぱりひきこもり

の当事者や家庭の人というのは、周りの人と相談したりなんかもできなくなってますます孤立しているんだよといったお話を聞いたんです。このコロナ禍で、ひきこもりの人はやっぱりひきこもりから立ち直る機会を失っている状態だと思うんです。町として、やっぱり新たな対策を何かもし考えているのであれば、それをちょっと教えていただいたんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

先ほどの町長の答弁にもございましたけれども、町では現在も新型コロナウイルス感染症の拡大前とほぼ同様の体制で支援をさせていただいているところなんですけど、相談につながっていないひきこもりの方とか家族の方が相談しやすくするのに必要なものとして、議員からの御質問を頂いてからいろいろ探ってみたんですが、大きな対策にはならないと思うんですが、うちの町のホームページの中にこころの体温計というところからひきこもりの相談サイトまで入っていけるような仕組みになっているんですが、そこに入り込むまでに結構クリックをしていかなきゃいけないということが分かりまして、しかもメンタルヘルスとか心の健康と同じくくりになっていてなかなか分かりにくいのかなというところが今回分かりましたので、なるべくひきこもりという言葉を明確に表記して相談の窓口の周知とか情報提供ができるように、ホームページのほうの中身をちょっと工夫させていただきたいなというところをまずさせていただきたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 私もこころの体温計をやったんですけれども、クリックをしていくと何となくメンタルのほうにつながって、メンタルじゃないよと思う人はそこで止まってしまうような気持ちもするので、ぜひ変えていっていただきたいと思います。

新型コロナウイルスの感染予防対策のため、宮城県のひきこもり地域支援センターが実施しておりました5月、6月のひきこもり家族会などが中止になっているんです。この勉強会に参加していた人やあと参加を考えていた人は、社会と接する機会が減ってしまってより孤立感が増したりとか、あとはひきこもりから抜け出すきっかけというのがすごく遠くなってしまったといった意見もちょっと伺っているんです。これは近隣自治体で同じようにやっぱりひきこもり支援や居場所について有効な支援策が打ち出せずに苦勞している現状があると思うんです。今まで、私はひきこもりについて町独自に何かひきこもり対策を進めろみたいな話をずっと言

っていたと思うんですけども、やっぱりこの問題について近隣2市3町で協議してはどうかと思うんですけども、それについて、もしやっていたらそれを教えてもらいたいですし、何かあればちょっとお話ししてもらえますか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

ひきこもりの方への支援事業とか、あと議員さんがおっしゃっている家族会、当事者同士の交流会の場所につきましては、7月以降、徐々に再開し始めているという話を聞いております。

議員さん御提案の2市3町の協議につきましては、2市3町で衛生研究会という組織を持っておりますので、そこで情報の共有とか、今後、このコロナ禍の中でひきこもりの方が増えるということはそちらでも危惧している部分ではございますので、有効な支援策について、なるべく2市3町で話合いの場を今後も提案していきたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 近隣自治体とひきこもりについてどういうふうに全体的に進めていくのかとか、あとはひきこもりの人はその家族が気楽に集まれる居場所、そういった提供というのもやっぱり検討していただきたいと思います。

次に、成人のひきこもりが増えるのではないかという質問をしたいと思います。

新型コロナウイルスの感染の拡大を受けて、やっぱりサービス業や観光業を初めとする様々な業界が経営難に陥っていますし、そのことが非正規雇用の職員の雇い止めにつながっているというニュースを多分聞いていると思うんですけども、雇い止めにやっぱりつながっているんです。

もう一つは、そういった新型コロナウイルスの影響で今まで働きたいと思っていたひきこもりの人は、そもそも長い履歴がネックになってなかなか就職できずにいたんです。やっぱりひきこもり当事者にとってはコロナ禍というのは非常に深刻な影響を与えている状況だと思うんです。

まず1つは、成人のひきこもりの人がこれ以上増えないようにするためには、雇い止めなどで職を失った人への再就職支援だと思うんですけども、それをまずやっぱりしっかりやっていただきたいなと思うんです。

それと同時に、今までずっと引き籠もっていた人が就職できるように就職相談などの支援体制をもっと拡充してといいますか、これを十分整えてしっかりやっていく必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響による雇い止めで職を失った方への再就職の支援についてでございますが、雇い止めイコール全員がひきこもりになるわけではないと思うんですけども、ハローワーク等の機関と連携を図りながら対応していきたいと考えております。

それから、ひきこもりの方の就職相談でございますが、安田議員の質問の要旨にも、ひきこもりは長くなるほど社会生活に戻るまでに長い期間を要するとお書きになっていますように、なかなかひきこもりの方々それぞれの異なる経緯とか事情を抱えていることが多くて、就労に向けて生活習慣の改善、それから対人関係についての課題などがお一人一人の様々な経験を通して自信を深めた上での就職相談を実施していく必要がありますし、かなり時間を要するのかなと考えておりますが、今後も関係機関と連携を図りながら少しでも多くのひきこもりの方が就職に向けて頑張れるような支援の仕方を町としても考えていければと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） ぜひ就職支援、こういう状況ですから全部が全部成人のひきこもりになるわけじゃないとは思いますが、やっぱり就職できなければだんだんうちにいるのは当たり前ですし、新型コロナだから外に出るなというのは当たり前ですから、こういった状況ですからいろいろと支援体制を整えていただきたいと思っております。

次に、ひきこもりの子供を抱える家族からお伺いしたお話をちょっと紹介したいと思うんですが、ひきこもりの子供を抱える父親の話なんですけれども、自分の子供のひきこもりに対して、やっぱり負い目というか恥ずかしさとかそういう情けないという気持ちがあったんでしょうか、公的な支援を頼ることができないと感じていたそうです。その一方で、やっぱり子供のひきこもりを早くどうにかしなければならぬと焦っていて、いわゆるひきこもり引き出しビジネスと言われる業者に依頼を考えたそうです。

ひきこもり引き出しビジネスとは、別名引き出し屋と呼ばれていまして、ひきこもりの本人の意思を無視して本人が望んでいないのに支援を押しつけるような悪い業者というんでしょうか、全部が全部そうかは分からないんですけども、そういった業者です。

その方は、自分と自分の妻の保険を解約してそのお金で業者へ依頼しようと考えていたそうですが、偶然といいますかラッキーといいますか、引き出し屋と呼ばれる業者が刑事告発される報道を見て思いとどまったそうです。一度ネットで検索してひきこもり引き出しビジネスに

資料請求したそうですが、そうするとそれと見た業者からたくさんのダイレクトメールが来るそうなんです。来ることは来るんですけども、その本人が言っていたんですけども、もしかすると自分の子供のひきこもりが解消できるんじゃないかと感じたりもしますし、あと夜とか心が弱くなったりするとついこういうところに依頼しようかなと考えてしまうから注意が必要なんだよと私に語ってくれたんです。

やっぱりこういったような話を聞きますと、県や町が実施していますひきこもり支援がしっかりと理解されていないために、引き出し屋と呼ばれるような民間業者にひきこもりで悩む家族が依頼してしまうというか頼ってしまうことがあるのではないかなと思うんです。やっぱりひきこもり支援についてもっと積極的に周知していく必要があるんじゃないかなと思うんですが、どうでしょう。お願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

引き出し屋に関しましては、先日も新聞等で大きく取り上げられておりましたし、人によっては1年間に2,000万円ほどを御家族が支払ったと、利府町ではなくて宮城県の話ですけども、そういう報道もありまして、民間業者の利用を巡る消費者トラブルにつきましては、こちらでも認識しているところでございます。

消費者庁のほうで注意喚起を行っているというところでございますが、やはり私ども町のほうもひきこもり支援の周知についてはちょっと足りないのかなと考えておりますので、今後は住民に分かりやすく相談につながるように積極的にひきこもり支援については実施してまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 伊藤課長が言うとおりになんですけれども、ひきこもり引き出し屋と呼ばれる業者へ多分親はわらをもつかむ思いで依頼するんだなと思うんです。でも、決して子供が必ず社会復帰できるかといったことではないと思うんです。そして、私も調べたんですけども、安易に契約を結んでしまうと数か月で500万円からさっき言ったように2,000万円というような高額を請求されることもあるようなんです。やっぱり民間業者に頼らなくてもいいように、ひきこもりの解決に向けた公的な支援というのをこれからしっかりと検討していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、9番安田知己君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩とします。

再開は13時とします。

午前11時46分 休憩

午後0時56分 再開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 土村秀俊君の一般質問の発言を許します。土村秀俊君。

〔11番 土村秀俊君 登壇〕

○11番（土村秀俊君） 11番、日本共産党の土村秀俊でございます。一般質問を今回2つしております。

1つは、国保、介護、後期高齢者の減免制度についてであります。

町では、コロナ対策として6月後半から国保、介護、後期高齢者の保険料、保険税の大幅な減免制度を実施しております。この制度の申請の現状と今後の対応について伺います。

（1）保険料（税）の減免制度の内容が難しい部分があります。対象者への周知、理解を促進する対応は考えているのか伺います。

（2）保険料（税）の減免申請における収入3割減の減少額の判定などの事務処理は適正、簡素、迅速に行われなければなりませんけれども、より一層の簡素化を進めるためにどのような対応を考えているのか伺います。

（3）今回の減免制度は、保険料（税）の滞納部分は減免対象にはなりません。しかし、減免の実施理由はコロナ禍による深刻な経済状況による家計支援であります。短期保険証を発行されている被保険者の家計はさらに深刻な状況にあるのではないかと考えられます。それらを踏まえて短期保険証の発行は当面中止すべきではないかと思えます。町の見解を伺います。

質問事項の2です。地球温暖化防止対策について伺います。

近年の日本は、猛烈な降雨や台風、危険な熱波など今までにない異常気象により大規模な土砂災害や洪水、熱中症などで多くの人命が失われる深刻な事態となっております。この異常気象の最大の要因が温室効果ガスによる地球温暖化であり、国と地方自治体が一刻も早く地球温暖化防止に取り組まなければならないと思えます。町としての温暖化対策の取組について、以下伺います。

（1）町の地球温暖化対策実行計画、事務事業編でありますけれども、この取組について現状を踏まえて目標達成に向けた周知徹底を今後どのように行っていくのかお聞きします。

（2）温暖化対策実行計画、これは区域施策編というほうですけれども、この策定も必要だと思いますが、町として検討する考えはあるのかどうか伺います。

（3）昨年9月から全国で31の市町村が気候非常事態宣言というものを表明して、自治体独自の対策に取り組んでおります。宮城県内でも宣言した自治体は、まだ東松島市のみでありますけれども、利府町も気候非常事態宣言を表明して地球温暖化防止の先進自治体として取り組む考えはあるのかどうか伺います。以上です。

再質問ですけれども、議長の許可を頂いておりますので質問事項の2から行いますのでよろしくお願ひします。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について、当局答弁願ひます。

1、国保、介護、後期高齢者の減免制度について、2、地球温暖化防止対策について、いずれも町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 11番 土村秀俊議員の御質問にお答えします。

初めに、第1点目の国保、介護、後期高齢者の減免制度についてでございますが、（1）と（2）は関連がありますので一括してお答え申し上げます。

各保険料の減免制度につきましては、被保険者の方々に制度の内容を理解いただくため、今年の6月17日に発送した納税通知書にチラシを同封し減免制度について案内するとともに、町のホームページやLINEを活用し周知に努めているところです。今後も、広報紙等を活用し町民の皆様に内容の理解が得られるよう周知に努めてまいります。

また、減免申請の要件である主たる生計維持者の3割収入減少の判定に当たっては、聞き取りを行った内容を重視し、一定の合理性を確保した上で提出する書類を削減するなど、迅速かつ適正な事務処理を行っております。

次に、（3）の短期保険証の発行中止についてでございますが、本町におきましては国民健康保険財政の安定的な運営と被保険者さんの負担の公平性の確保を目的に、宮城県が定めた短期被保険者証、被保険者資格証明書の交付に関する指針に沿って、利府町国民健康保険の税滞納者に係る措置の実施要綱を定めております。短期被保険者証の交付については、国民健康保険税を滞納しているにもかかわらず納税相談等に応じない方や納税意識の極めて低い納税者に対し交付しているところです。

このような観点から、短期被保険者証の交付の中止につきましては考えておりませんが、コロナ禍において家計の状況がより深刻な世帯については、納税相談等により家計への負担が生じないように努めておりますので御理解願います。

次に、第2点目の地球温暖化防止対策についてお答え申し上げます。

まず、昨日、鈴木晴子議員との議論において、この計画に対して後ろ向きではないかという誤解を生じさせたやもしれませんが、町の計画にはもちろんゴーサインを出しております。つまり、CO₂に疑問があると述べていても、それが炭素ガスの構成要因となっている以上、削減していくことは何ら疑問を持ちません。そのことを冒頭に述べさせていただきます。

まず、（1）の地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の目標達成に向けた今後の周知徹底についてでございますが、この計画は地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の規定に基づき策定したもので、町が管理する公共施設で行う事務事業で排出されるCO₂の総排出量を令和12年度までに26%削減することを目標としております。

現在の取組としまして、環境に配慮した物品の調達や会議資料の簡素化、ペーパーレス化による用紙類の使用量の抑制、公用車、事務用品の効率的な使用を行っております。また、庁舎等の建設、管理等に際しましては、太陽光発電システム等の再生可能エネルギーの導入、空調設備の省エネ運転や照明のLED化などの省エネルギーの推進、雨水利用による水の有効利用を行っております。

今後、目標達成に向け、毎年度の取組状況について実績を取りまとめ、進行管理を行うとともに、施設利用者や関係事業者に対しましては、環境に配慮した取組に協力していただけるよう要請してまいります。

次に、（2）の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定についてでございますが、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項において、都道府県及び政令指定都市等に策定が義務づけられております。宮城県で策定している宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に市町村の役割が位置づけられていることから、本町におきましては、町単独での策定は行わずに宮城県と連携し温暖化防止対策に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、（3）の気候非常事態宣言の表明についてでございますが、近年、世界各地での記録的な猛暑や豪雨、台風の巨大化、大洪水、大規模な山火事、深刻化する干ばつなど気候変動に起因すると考えられる異常気象が多発し、多くの被害が発生しております。そのような状況下において、住民に行動変容を促す意味で気候変動非常事態宣言を表明している先進自治体も

あり、今年の8月時点で全国35自治体が宣言を表明しております。また、多くの自治体は議会との共同宣言または近隣や関連する複数の自治体での共同宣言という形を取っている状況にあります。

本町におきましては、宮城県内で既に宣言を表明しております東松島市の状況を確認しながら、議会との共同宣言や広域的な連携について検討してまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの答弁に対し、項目2からの再質問の発言を許します。土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） じゃあ、項目2の（1）の町の地球温暖化対策実行計画について再質問します。

答弁の冒頭に、町長は昨日の一般質問で鈴木晴子議員との議論の中で、計画に後ろ向きではないかということを生じさせたというお話がありました。私は後ろ向きというよりも、町の地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を推進していく上で昨日の町長の見解というのは個人的見解なのか町長としての見解なのか、一応晴子議員は町長としての見解ということで聞いたと思っているんですけども、ですから町長としての考え方だとすると、非常に町の温暖化対策実行計画を進めていくのに混乱が生じるのではないかなと思うんです。もちろん町長は既に読んでいますよね、これ。この計画の中には、町として世界の気温上昇を抑えるために温室効果ガスの大幅な削減が必要だという認識で温室効果ガスの排出削減に向けて町が取り組むということを表明しているわけです。

ところが、昨日の町長の考え方だと、地球が本当に温暖化しているのかどうかは分からないとか、あるいは寒冷化していくんじゃないかという学者もいるというお話とか、そういう学者の考え方を町長が踏まえているのかどうかは分かりませんが、そういう学者もいる。要するに、寒冷化をしているかもしれない。あるいは、二酸化炭素は大気中に0.0何%しかないもので、確かに0.04ぐらいなんだそうです、インターネットを見ると。非常に少ない。500ミリリットルのボトルでいえば1適ぐらいの量なんです、二酸化炭素というのは。ただ、二酸化炭素だけが原因で地球が温暖化するわけではなくて、昨日、町長、窒素という話もありましたけれども、二酸化炭素のほかに水蒸気とかメタンとかフロンとかあと一酸化二窒素というものもあるらしいんですけども、そういうたくさんの温室効果ガスがあつて地球温暖化がされているということなんです。ただ、その中で人間が温暖化のガスを抑止できるのは二酸化炭素排出が一番大きなものなんです。そういう意味で、二酸化炭素の削減に取り組もうということの世界も

言っていますし国も言っていますし利府町の計画の中でも言っているわけです。

そういう中で、昨日の考え方でいくと、温暖化対策実行計画を町が実施をするというんですけれども、これの責任者は町長ですよ、もちろん。最高責任者は。そういう最高責任者が昨日のような温暖化があるのかどうか分からないとか二酸化炭素は本当に温暖化に効果があるのかということ述べながら町の実行計画を進めていくという点では、非常にちょっと混乱するのではないかなという意味で、後ろ向き以上の、後ろ向きじゃないんです、混乱するんです。だから、そういう点で町長の見解をもう1回聞きたいなと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 土村議員の再質問にお答えします。

混乱を生じさせたということであれば大変申し訳なく、失礼いたしましたと申し上げさせていただきます。

ただ、正式な議事録が出ていないので何とも言えないんですけれども、冒頭、個人的な見解か町長としての見解かというところで、これもちょっとこれは再び鈴木議員との議論を待たなければいけないかなと思うんですけれども、あのときの質問の入り口が人類の命運をかけたというところだったと思うんですけれども、そこで個人としてか町長としてか、それとも政策を決定する計画に行く前段階の姿勢みたいな話だったと思うんです。なので、個人とか町長とかという前に、その計画についてではなく前段階の玄関のところだと思うんですけれども、姿勢についてどう思うかというところだったのかなと私は捉えました。そして、いろいろな議論があります、説がありますということも答えさせていただきました。

そして、その中で先ほど冒頭で申し上げさせていただきました、土村議員も今例として挙げさせていただきました、大体500ミリリットルのペットボトルのうちでCO₂というのは大気で表すとどのくらいですかと、水1滴分ですと。じゃあ、その水1滴というのが温暖化というものに対してどれくらいの構成要素として寄与しているのかということというのは、いろいろとまた議論が待たれるところですよ、なので考え、議論を尽くして時間をかけなければいけないですよと、これも正式な議事録の確認をしたいと思っておりますけれども、そんな趣旨でお話をしたと思っております。

なので、繰り返しになりますが、混乱を生じさせたということであれば大変申し訳なかったなと思うんですけれども、計画を進めていく、炭酸ガスというのは二酸化炭素が構成要素の1つであるということで、そこが削減できる私たちの場所だということであれば、削減にどんどん

ん計画的に進んでいくということは何のためらいもないということです。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） いや、個人的見解はいいです。利府町の地球温暖化対策実行計画を進める上での町長の考え方を確認しておきます。そんな難しいことじゃないです。要するに、今、地球は温暖化に向かっているのかということ、寒冷化という話もあるという話だったんですけども、そういう学者もいるかもしれません。熊谷町長は、今、この地球は、世界は温暖化に向かっているのかどうか、その辺についての認識と、それからその認識がないのではこれを聞いてもしようがないんだけど、もしそういう認識があるのであれば、その大きな原因というのは、今ちょっとやりとりありましたけれども、二酸化炭素を含んだ温室効果ガスが大きな原因をもたらしているわけで、それを削減しなければいけないという気持ちを持っているのかどうか。その辺について確認しておきます。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 土村議員の再質問にお答えします。

昨日の議論で述べさせていただいたように、分からないというところがまずは第1点目であると思います。寒冷化の例を出したということは、これは仙台市の天文台に行っても太陽の黒点の動きというのは毎日取っているんです。3年前から黒点がほとんど動いていないと。これはどういうことなんですかと天文台の学者さんに聞いても、いや寒冷化なんですけれども、温暖化、今暑いですね、そういう答えなんです。これは非常に分かりにくい見解であるし、データを取ってもまだいろいろなデータの取り方、見方も認識の仕方もあるということ。しかし、構成要素として炭酸ガスの1つである二酸化炭素が今原因であると認識されているものであって、それが目の前の課題としてあるのであればそこを削減していくというのは、私は何らおかしな話ではないと捉えておりますので、積極的にCO₂を削減していくという計画は積極的に、何度も申し上げますが、取り組んでいくということでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） ちょっと分かりました。

地球温暖化がされるとすれば、その構成要素である二酸化炭素を削減するということには同意するという話でしたよね。ただ、地球温暖化が進んでいるかどうかというのは、天文台の先生の話聞いたかどうかは分からないけれども、それを聞いて町長も温暖化なのか寒冷化なのかは分からないなという立場なんですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 土村議員の再質問にお答えします。

分からない立場でございます。しかし、現象として温暖化をしているという現実はもちろん無視できないことであります。そして、その原因が、何度も申し上げますが、炭酸ガスを構成している二酸化炭素にその要因が強いのではないかということで、誰も決め打ちというかはっきりしたことは言えない中で最善を尽くしていくということを考えれば、二酸化炭素というものを削減していくということは解決法の1つだと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長、土村議員が尋ねているのは、要はそういう学者的な話じゃなくて、利府町長として温暖化対策を進めていくのかどうか。進めていくとうたっているんです、町は。それに対して町長はどういう姿勢なんだということを問うているわけだから、なのでそこをはっきりしたほうがいいと思う。町長。

○町長（熊谷 大君） 進めていくんです。温暖化していないとは言っておりません。まだ分からないと言っているわけでございます。しかし、現実には気候変動の結果が暑くなっているということ、そこは現実問題としてしっかりと計画に落とし込んで進めていくということでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） 今の現時点の立場だと、二酸化炭素の削減には賛同するけれども、地球温暖化しているかどうかは分からないということですよね。そうすると、利府町の地球温暖化対策実行計画第3期の中で、地球温暖化しているからこうといろいろたくさん何回も出てくるんです。地球温暖化しているから温室効果ガスを削減しなければいけない。そのためには町は何をするか。さっき町長が言いましたけれども、省エネの用品を買うとか省エネの取組にいろいろ町を挙げて取り組んでいくんだということですから、そうするとこの文章を変えなくちゃいけないんです。温暖化しているかどうかは分からないけれども、温室効果ガスを削減していかなければいけないというふうに。ここには温暖化が進んでいるとはっきりと表明しているわけです。その辺については、それを表明しているのにこれを進める責任者が、いや、地球温暖化はしているかどうかは分からないという立場はまずいんじゃないかなと思いますし、日本の自治体の首長で地球が温暖化しているかどうかは分からないという表明した人というのは、ちょっとあまりいないんじゃないのかなと思いますけれども。全部調べているわけではないけれども、今、世界中あるいは日本中挙げて、地球温暖化に向けて、昨日のお話ありましたけれ

ども、何とか2050年までに1.5度でしたっけ、下げるという取組に全力を挙げているわけです。そういう中で、地球が温暖化しているかどうかは分からないけれども、二酸化炭素を削減していくということを述べるのであれば、ここの文章全部変えなくちゃいけないですよ。そう思うんですけども。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 温暖化していないというのは私一言も申し述べておりません。現実に対応してその現実をいかに解決させていくのかというのが政治として首長の役割だと思っておりますので、今、現実を目の当たりにして積極的に取り組んでいくということです。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） 温暖化しているのが分からないという町長のお話ですけども、これは温暖化しているという学者もれば温暖化していないという学者もいる、天文台の先生もそう言ったということからそういう温暖化しているかどうか分からないという考え方に結びつくわけなんですよね。ただ、今、世界中でも、昨日もありましたけれども、I P C Cというのか、そこで世界で何千人という学者がみんなでいろいろ話合いをして地球温暖化が進んでいるんだということをはっきり明示しているわけです。

ただ、これもI P C Cの取決めというのも何回かこの中で紆余曲折はしてきているんです。さっき町長が言ったように、2010年前後だったと思いますけれども、太陽の黒点が増える時期があつて逆に気温が2回ぐらい下がったときもあつて、もしかすると寒冷化に向かうんじゃないかという話もI P C Cの中でもされたんです。ところが、その後、その二、三年後に太陽の黒点が大きく増えたときに寒冷化じゃなくて逆に熱波が発生したということで、太陽の黒点の増減は寒冷化には全く関係がないということが証明されているんです。

そういう意味でいうと、太陽の黒点自体を考慮しながら寒冷化に進むんじゃないかという発想は、今そういう発想を持っている人はほとんど首長の中ではないと思いますけれども、そういう点で、じゃあどの時点になったら地球が温暖化しているんだということを町長は理解できるのかなと。これは何年もかかるんですか。その辺。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 首長の中でそういうふうを考えている人がいないと、私はちょっと分かりませんが、またI P C Cの議論もまた別の機会に議論をさせてもらえればと思っておりますが、温暖化しているのか寒冷化しているのか、先ほど土村議員がおっしゃった議論の中でデー

タもなかなか取りにくいという中、しかし現実には物すごく猛暑が続いている。また、台風が多くなっている。そういう中で原因は炭酸ガスの構成要素の二酸化炭素になっているから、そこはまずは原因が1つ分かるところは減らしていこう、削減していこうと。その現実に対応した計画を取って積極的にそれを進めていこうということでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） ちょっと平行線になりつつあるので、二酸化炭素削減については取り組んでいくというお話だったんですけども、地球温暖化になっていくとか温暖化しているかどうかというのは、逆に言えば寒冷化しているかもしれないということですよ。寒冷化しているかもしれないし温暖化しているのかもしれない、どちらでもないかもしれないということなのかも分からないけれども、今の現時点では、じゃあ確認しておきますけれども、町長は地球温暖化しているかどうかは分からないという立場でよろしいんですね。確認しておきます。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 学問的な議論をもっともっとすべきだと私は思っております。ただ、現実、暑くなってきていると、エアコンも小中学校に全部つけなければいけないくらい、またプールにも入れないくらい暑くなってきているということは現実でございます。その現実に向けて対処をしていくということは私の仕事だと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） じゃあ、町の地球温暖化対策実行計画で述べられているんですけども、世界の気温上昇を抑えるにはということとか、地球温暖化対策をしなければいけないといういろいろ文言が入っているんですけども、これについてはこのままで、地球が温暖化しているかどうか分からないのに、分からない責任者がこの文書を変えないままでよろしいんですか。地球温暖化しているかどうかは分からないけれども二酸化炭素を削減しようという文書にしないといけないと思うし、世界の気温上昇はするかどうか分からないけれども温室効果ガスを削減しなければいけないとかいろいろ入っているんですけども、その辺書き直す必要はないんですか。地球温暖化しているかどうかは分からないという町長の立場からいったら、これは直すべきだと思うんですけども。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 計画は計画として立てました。なので、文言の修正は必要ないと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） じゃあ、今の立場で、ただ計画は立てたと、これは町長が町長になる前の年なんです。平成30年か。ですから、町長が町長になる前。2017年だからなる前ですか。なる前でも後でもいいんですけども、とにかくこの実行計画を町が進めるんですから、町が進める計画ですから、これの責任者というのは、みんなが責任者ですけども、責任はあるんですけども、最高責任者は町長ですから、そういう点では温暖化しているかどうかは分からないけれども、進めるという形で直さないと、直せないですよ、もちろん。直したら大変なことになるんですけども。そういう立場で、じゃあ温暖化の実態が解明されるまでは今の見解、立場のままでいくという形よろしいですね。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） もう私の立場は今までの述べさせていただきました。これは計画ですので、計画は計画としてしっかりと策定をしていく、または原因はそこが原因だと私たちも認識しているところで、そして削減目標ということを立てて実行していける計画でございますので、計画は計画としてしっかりと実行していきたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） 今、町長はおかしなことを言っている。この計画を実行していくその原因だと。この実行計画をなぜ進めなくちゃならなくなったのかといえば、国で温暖化対策の計画を法律化したんです、平成28年ごろかな、27年かな。そして、国も取り組みますし全国の自治体もこういう計画をつくって温暖化対策に取り組めということ平成27年の国会で決めて、そのときの法案には地球温暖化しているということはしっかり書かれているんです。それを当時参議院議員だった熊谷町長も賛成していますよね。分からないけれども賛成していたんですか。それはこれ以上言わないけれども。地球温暖化しているという法律に対して賛成もしていますし、この責任者も町長なんですけれども、じゃあ今の立場を一刻も早くいろいろ研究を重ねていただいて、地球温暖化はやっぱりしているんだなということ認識していただくということをぜひお願いしたいと思いますけれども、なるべく早くお願いしたいんですが、どうでしょうか。勉強するのか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 研究結果はしっかりと出していききたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） 次に移ります。

それから、じゃあこの実行計画について、最後、答弁では目標達成に向けて取組の実績とかをいろいろまとめていくということだったんですけども、これは平成30年に策定されてもう3年目に入るんですけども、この基本計画の中での基本方針の最後に、この計画の取組の状況については毎年度取りまとめ進行を管理して結果を公表するとなっていたんですけども、これはどこで公表しているのか分からないけれども、どこで公表しているのかと併せて、この2年間の進行状況についてはどういうふうに町としては評価しているのか、その辺についてお伺いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

取組状況のほうでございますが、町の公共施設関係、職員によるエコチェックという形で検証をしております。その数字を基にどれぐらいの削減効果があったのかということのをデジタル化したものを整理してございます。

公表をどこでしているかということですが、今現在、30年度の実績までは出しておりまして、それでいきますと平成30年度で4,015トンのCO₂ということで、520トンの削減、目標年次25年度と比較しまして11.4%削減できているんじゃないかという結果のほうを検証してございます。令和元年度につきましては、今現在、取りまとめ中でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） この計画をずっと見てみると、計画の目標ということで10年後に26%の温室効果ガスを削減するということになっているんですけども、1年たって11%削減したということになりますと、あと10年たてばもう26%以上の削減ができると町は考えているんですか。11%ずつ毎年削減していったら、2030年までにかなりの量の二酸化炭素というか温室効果ガスを利府町としては削減できると思うんですけども、この1年で11%削減できたというペースでいくと、この見通しというのはどんな感じで町として考えていますか。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

毎年、数字的に見ますと目標年次26%で1,100トンといったものを削減するというところでございますが、当然、削減の手法というのはいろいろございまして、やっぱりごみの減量化であったり、あとは再生可能エネルギーといったものを使っていくといった部分で、やはり大き

いのはエネルギー関係、電気関係を節減するとかということで、初年度、あと2年度の効果としてそのぐらいの成果はございましたが、今後につきましてはやはり削減率というのは下がっていくかなと。それによって2030年度までに目標を達成していきたいと考えてございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） 分かりました。

じゃあ、次の町の温暖化対策実行計画、今あるのは事務事業編ということで、これは町の中とか町の建物とかそういう範囲がすごく限定された地域の温暖化対策なんですけれども、質問でも言いましたけれども、区域とか自治体全体の温暖化対策の計画も立てる必要があるのではないかと。町だけじゃなくてやっぱり町内のもちろん町民あるいはいろいろな団体、それから企業、法人とかそういう町挙げてとか町ぐるみで温暖化対策に取り組んでいかなければいけないと思うんですけれども、そういう点で区域施策編も策定する必要があるのかなと思うんですけれども、答弁では、県で実行計画（区域施策編）というのを策定して、これは義務なんですよね、各県で区域編を策定しろと。それから、政令市も策定しろと。それから、あと中核市、人口20万以上の市を中核市と言うらしいんですけれども、そこは必ず区域編を策定しなければいけないということになっていますし、ただ人口20万以下の自治体でも策定することはぜひやってほしいということを環境省では言っているわけです。

そういう点で、町を挙げて二酸化炭素、温室効果ガスを削減するには町だけじゃなくて全町挙げて取り組まなければいけないと、そういう点で策定が必要だと思うんですけれども、県がやっているからその中で市町村の役割もしっかり位置づけられているので策定しなくてもいいというお話だったんですけれども、県の中ではどういう形で利府町に温室効果ガス削減をやれということを位置づけされているんでしょう。ちょっと私はそこまで読んでいないので分からないんですけども、県ではどういうふうに市町村の役割を、個別に利府町がどうやれとか塩竈がどうやれとは書いていないとは思いますが、市町村ではどういうことをやれという形に掲載されているんですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答え申し上げます。

実行計画の区域施策編につきましては、宮城県全体として各市町といったものが一体となって取り組むということで記載がされております。議員おっしゃるとおり、細かく利府町がどのぐらいでというような部分というのはなかなか書いていないとは思いますが、私もちょっと

細かく書いていないというのだけは把握しておりますが、数値的なものは書いておりません。ただ、宮城県内の利府町という立場でございますので、県と一緒にこの事業について取り組んでまいるといことで、町長の答弁のほうでお答えさせていただいていたとおりでございます。町でできる部分、そういった計画は策定してございませんが、ごみの削減であったりそういったものでできる範囲で、先ほど土村議員おっしゃいましたが、我々ができる取組というお言葉があったように、そういったもので対応していきたいと考えてございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） だから、県の実行計画の区域施策編に市町村の役割が書いてあるので、位置づけられているので町単独では策定しないという町長の先ほどの答弁だったんだけど、それでどういうことを役割として掲げているんですかということ、県となのか、誰と一体となるのか分からないけれども、一体となって取り組むとしか書いていないわけです。

そうすると、我々町民としても、じゃあ利府町としては温暖化対策実行計画として何をすればいいのかと、ごみの減量化とかというのもありましたけれども、やっぱりしっかりとこういう冊子のようなものにしていただいて、ホームページを見ればすぐ我々が何をしなければいけないのかというのが明瞭になるようにする必要があるし、そうしないとなかなか町内の温室効果ガスというものを削減する、それはみんなで削減しなくちゃいけないわけですから、そういう点で分かりやすくするためにも町単独で区域施策編というのを策定する必要があるのではないかなと思いますし、先ほど言ったように義務づけられているのは県と中核市と政令指定都市なんですけれども、それ以外の人口が20万以下の市や町でも、東北六県だけ見ても50ぐらいの自治体が独自の区域施策編を策定しています。3万とか4万のまちでもつくっているところもありますし、宮城県でも県と仙台市と、あとちょっと分からないけれども、たしか石巻と大崎とかそこら辺、石巻と大崎も人口20万以下ですから中核市ではないので策定は任意なんですけれども、任意でもたしか、課長は分かっていると思うけれども、大崎市と石巻市だと思うんですけれども、そういう形で策定して市民挙げて温暖化対策に取り組もうという計画が策定されているんです。

そういう時点で、利府町もそういうところの内容は独自にいろいろ練り上げる必要もなく、策定している自治体のいろいろな文書を参考にしながら、コピペしろとは言わないけれども、いろいろ利府町で取り上げてもいいような部分を参考にしながらつくっていけばいいのではないかなと思うんですけれども、どうですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

大変すばらしいことということで、ほかの自治体の状況等も検証してまいりたいなと思っております。こういったものをやっぱり単独の町として積極的に取り組むことも大事ですし、あと利府町の場合ですと2市3町という塩釜広域圏というのがございますので、そういったところで取り組むのも1つかと思います。その辺を踏まえまして検証のほうを議論していければと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） 今後、区域施策編を策定するのはなかなかいろいろ研究しなくちゃいけないのですね。簡単にできるわけではないと思いますけれども、ただそういう点でも施策編はつくらないけれども、じゃあ利府町の町民は何をすればいいのかということを見ると、ホームページを見ると地球温暖化防止対策として何をやるかというのが2つしか、ちょっと見たんだけれども、エアコンを低めにしようとか冷蔵庫は熱い物を冷ましてから入れようとか、この2つが地球温暖化対策に役に立つんだということが載っていますよね。ホームページを見れば分かるんだけれども。ちょっと寂しいですね。もうちょっといろいろ地球温暖化に役に立つようなことについて、まだ区域施策編を策定できないのであればそれに準じたように町民は何をすればいいのかというのを、もっとたくさんの項目を地球温暖化防止対策のホームページに掲示をするとか、そういう点で力を尽くしていただきたいなと思うんですけれども、どうですか。今は夏編が書いてありますので、今後は秋編、冬編でもいいんだけれども、項目を多くして、温暖化対策に役に立つ項目はどんなものかというのを町民がネットで見れば一目瞭然になるような対策について掲示をする必要があるなと思うんですけれども、どうですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答え申し上げます。

ホームページのほうでいろいろPRを行っておりますけれども、家庭でできる省エネとかそういうもの、あとごみの減量を目指しますとか分別、そういうものをPRしておりますが、よりもっとということがございますのでいろいろ勉強したいと思います。ただ、あと我々ができる温暖化対策ということで、家にいるときとか外出時、あとは地域での活動、そういったもの等々もぜひ考えながらPRに努められればと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君）　じゃあ、次、気候非常事態宣言を自治体で取り組んでいるところがだんだん増えてきているわけですが、県内では、冒頭言いましたけれども、東松島市だけなんです。そういう点では、利府町も今言ったようにいろいろな温暖化対策をする上でもこういう気候非常事態宣言を表明して町を挙げて温暖化対策に取り組む必要があると思うんですけれども、答弁では一応検討するというお話でした。東松島市の場合は、単独で表明しているわけではなくて5つぐらいの市や町と共同してSDGsの会議かなんかあったときに共同宣言という形で気候非常事態宣言を表明したわけですが、全国で今29の自治体があって、その中で共同で宣言しているのが5つ、それから独自に上げているのが16自治体、それから議会の決議をして非常事態宣言を上げている自治体も8つほどあるんです。

だから、どういう形でもいいですし、町長が言ったように議会との共同宣言にするという手もありますし、あるいは2市3町で広域的な連携をして気候非常事態宣言を表明するという手だてもあるんですけれども、これらはやっぱりこういう宣言を表明することによって地球温暖化に取り組むと、日本全体が取り組まなくちゃいけないんですけれども、日本政府としては温暖化対策としては若干ちょっと弱めな部分もあるんです。だから、日本全国各地の自治体がこういう形で、コロナではないんですけれども、気候も非常事態宣言だという宣言を表明することによって、日本政府も、やはり全国の自治体がこうやって非常事態宣言で頑張るのであれば国を挙げてもっと自治体と協力しながらカーボン税に向けて頑張らなければいけないという世論形成にもなるわけです。

そういう意味で、先進的自治体としてこの宣言を表明する必要があると思うんですけれども、これは町長かな。いろいろな形態があるので、議会と共同して上げてもいいわけですが、そういう形で検討するということがあったんですけれども、なるべく急いで検討に入りたいと思うんですけれども、その考え方について。

○議長（吉岡伸二郎君）　町長。

○町長（熊谷 大君）　土村議員の再質問にお答えします。

繰り返しになりますが、東松島市の状況を確認しながら議会との共同宣言や広域的な連携について検討してまいりたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君）　約2分。土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君）　それでは、国保の問題、せっかく準備しているので。じゃあ、国保の減免制度、国保だけじゃないんだけれども、介護とか後期高齢者とかの減免制度があるわけです。

けれども、やはり国保の世帯数だと利府町全体の2,000か3,000世帯なので全体の2割ぐらいなんですけれども、その方たちに1回は送付はされているんです。6月の議会でも言いましたけれども、通知書と一緒に減免の通知と、国保についていえば傷病手当の通知と一緒に入れたのでかなりの枚数になったわけです。そういう意味で、やっぱりいろいろな通知が入っているので見落としている人もいるのかなと思います。昨日、お話を伺ったら三十何世帯が減免申請をしたということですが、全体で2,000、3,000世帯近く国保加入者がいる中で、のまず30世帯の申請だということで、まだまだ知らせる必要があると思うんです。

そういう点では、何かのついでに入れるんじゃないかと、減免制度に限って書いた分かりやすいチラシを全ての3,000世帯近くの国保の加入者のところにもう一度再送付すると。これは結構ほかの自治体でもやっているんです。そして、減免制度に該当することにぜひ皆さんに気がついていただくということが非常に大事だと思うんですけれども、その辺について、最後伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。税務課長。

○税務課長（折笠ゆき江君） 土村議員の御質問にお答えいたします。

町長の答弁でもありましたように、周知のほうは6月17日に納付書に入れて出したところですが、これまで町の広報などで減免制度を出させていただきましたが、一応3,800世帯あるんですけれども、48世帯の申請という現時点での申請ではありますけれども、この世帯しかまだ申請は来ておりませんが、各世帯にまた改めて通知を出すとなると若干経費のほうもかかるということもございますので、今現在ではホームページ、広報紙などを使いましてより分かりやすいものを皆さんのほうに周知できるように努めてまいりたいと考えております。

○11番（土村秀俊君） ありがとうございます。どうも。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、11番 土村秀俊君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は14時5分とします。

午後1時49分 休 憩

午後2時02分 再 開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番 西澤文久君の一般質問の発言を許します。西澤文久君。

〔4番 西澤文久君 登壇〕

○4番（西澤文久君） 4番、公明党の西澤文久でございます。

今定例会には2点について通告しております。通告に従って御質問いたしますのでよろしくお願いいたします。

初めに、食品ロス削減について伺います。

食べられる状態なのに捨てられる食品ロスは、家庭やスーパー、ホテル、レストランなどあらゆる場所で見受けられます。農林水産省によると、日本では年間2,759万トンの食品廃棄物が発生しております。このうちの4割近い643万トンが食品ロスと平成28年度推計が公表されました。既に先進的な自治体では様々な食品ロス対策が行われてきております。長野県松本市は、宴会の食べ残しを減らすため、乾杯後の30分と終了前の10分は自席で食事を楽しむ30・10運動を進めております。また、NPOの活動としては、消費期限が迫った食品を引取り生活困窮者へ無償提供するフードバンクが有名でございます。国連は、2030年までに世界全体の1人当たり食品廃棄物を半減させる目標を採択しております。世界の模範となるよう、国を挙げて先駆的に地方公共団体が連携し、取り組むべきではないでしょうか。そこで伺います。

（1）町では、小中学校において食品を減らすためにどのような食育に取り組んでいるのか伺います。

（2）町民、事業者が一体となった食品ロス削減における食品在庫の適切な管理や食材の有効活用や飲食店等で残さず食べる、持ち帰る運動の展開に向けて取り組むのが重要だと思います。そこで伺います。

（3）本町の災害備蓄品については、賞味期限が近いのは各地区の自治体防災訓練で提供しているとのことでありますが、生活困窮者や高齢者世帯に対しての配付も検討してはどうか伺います。

大きな2番目に入ります。ごみ捨て、犬猫ふん対策について伺います。

町の道路や公園などにビニール袋に入ったごみ、また空き缶やたばこの吸い殻が捨てられております。犬猫ふんの放置されているそれより町の美化が損なわれているだけではなく、衛生面において問題になっている場所もあります。各地区の住民から苦情がいろいろと寄せられております。このような状況を防止していくためにも、行政と地域が連携して改善する取組やルールづくりを進めることが大事だと思いますが、町の考えを伺います。

（1）本町における迷惑防止の取組について、今後どのように周知徹底を図っていくのか伺

います。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について、当局答弁願います。

1、食品ロスの削減に向けて、（1）は教育長、（2）、（3）及び2、ごみ捨て、犬のふん対策については町長。

初めに、教育長。教育長。

○教育長（本明陽一君） 4番 西澤文久議員の第1点目の御質問にお答え申し上げます。

まず、（1）については、小中学校の児童生徒に対し、各クラスの学級担任が食の大切さの指導を行っております。

さらに、栄養教諭、栄養士の学校訪問、また食育ボランティア団体キャベツクラブが小学校を訪問し、児童に対して授業や給食時間を通し食べることの意義や食の在り方などについて指導しており、その中において食料自給率に関連づけた残菜のリサイクルの話や食べ残しの軽減の指導等も行っております。

また、児童が生産者と直接触れ合う機会としてふれあい給食会を実施し、地場産品及び学校給食への関心を高めるための取組を行っております。

さらに、給食のメニューには季節に合わせた旬の食材仕様や利府産米、梨ジャム、地場産野菜、地元の海で獲れたワカメなどを提供することで生産者への感謝の気持ちが養われるよう食育の充実を図っております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 次に、町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 4番 西澤文久議員の御質問にお答えします。

初めに、第1点目の食品ロスの削減に向けてについてお答え申し上げます。

まず、（2）の食品ロス削減に向けた取組についてでございますが、議員御指摘のとおり食品ロスの削減を進めるためには、消費者、事業者、行政が一体となり、もったいないという意識を持ちながら運動を進める必要があると考えております。

宮城県では、平成30年度から県内の食品廃棄物の削減に向けた取組を推進するためにみやぎの食べきりモデル店舗認定事業を実施しており、本町の飲食店等も参加し食品ロス削減の啓発ポスターなどの掲示を行うなど、食品廃棄物の削減を推進しております。

また、食品ロスの削減は、町や事業者の取組はもちろんですが、町民の皆様一人一人がもったいないの気持ちを持って身近なことから取り組むことが大切であると考えております。

今後は、家庭への啓発活動はもとより、食に関わる事業者と連携しながら食品ロス削減に向けて取組を広げていけるように進めていきたいと考えています。

次に、（3）の生活困窮者や高齢者世帯に対する災害備蓄品への配付についてでございますが、議員御承知のとおりこれまで災害備蓄食品の取扱いにつきましては、計画的に賞味期限が近づいたものから利府町総合防災訓練時に児童や町民の皆様へ配付しているほか、各地区の自主防災訓練において提供するなど、有効に活用しているところです。議員御提案の備蓄食料の生活困窮者や高齢者世帯への配付につきましては、現状として食料を必要とする生活困窮者や高齢者世帯の把握が難しいことや、状況によっては配付する備蓄品が不足する場合もあることから、難しいものと考えております。

しかしながら、町内や県内でフードバンクの取組が行われておりますので、賞味期限が近づいている備蓄品の提供について実施できるか検討してまいりたいと考えております。

次に、第2点目のごみ捨て、犬猫ふん対策についてお答え申し上げます。

迷惑防止の取組についてでございますが、現在、町内会や町民の皆様からの要望に基づき、町では注意看板を設置するとともに啓発チラシの回覧などを実施し、注意喚起を促しているところです。

また、広報紙や回覧などに不法投棄やペット飼育のマナーを掲載し、周知徹底に努めているほか、町内会の自主的な活動により、公園、道路などの清掃を行っていただいているところです。

さらに、町で委嘱している環境美化推進委員には、ごみ集積所の巡回時に不法投棄などの情報を提供いただくなど、地域における環境美化に御協力をいただいているところです。

また、個別の犬のふん対策といたしましては、毎年実施している狂犬病予防注射の際に、犬を飼うためのルールを記載したマナーアップのパンフレットを配付し、飼い主としての自覚を促すための啓発活動を行っております。

ごみのポイ捨てや犬猫のふんの放置は恥じるべき行為であり、個々のモラルの問題として考えておりますが、周囲にいかにも迷惑をかけているかを認識してもらうために町民の皆様に対してマナーアップの啓発を行うなど、安心して生活できる環境づくりに町内会と連携し努めてまいります。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。西澤文久君。

○4番（西澤文久君） 食品ロス削減に向けてについて再質問いたします。

食べ物を作ってくれた人の感謝や資源の大切さを子供のころから学ぶことも重要ではありません。学校で実施されている栄養指導に食品ロス削減の観点から食べ物に対する意識を持ってもらうことも大切ではないでしょうか。

さらに、学校での食育環境教育の中で、世界の状況や日本の自給率の低さ、小中学校の給食残菜を肥料に変えていることなどを取り上げていただくと、子供たちの意識がもったいないという気持ちに変わるのではないのでしょうか。ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

本町でも、食に関する指導という形でいろいろと理解を深めていただく取組を行っていることは、私自身、理解しております。一番なのは、低学年の好き嫌いをなくすための勉強とか朝食の大切さ、子供だけじゃなくて保護者を交えた試食会として給食センターを見学することが一番大事ではないでしょうか。

そこで伺います。教育施設における学校給食や食育などを通じて、今後、食品ロス削減のための啓発をどのように進めていくのか伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木久仁子君） お答えいたします。

町内の小中学校の食育につきましては、多くの時間を割きながら食育に関する指導を行っているところでございます。令和元年度の実績につきましては、栄養教諭、栄養士が小中学校を訪問し、年間138時間の食育についての事業を実施しているところでございます。その中では、食べ物の働き、バランスのよい食事、朝食の大切さなど、児童生徒が興味を持つような内容で食への理解を深めてもらうように努めているところでございます。

また、食育ボランティア団体キャベツクラブと連携し、小学校の中学年、高学年を対象に食べ残しの減量の講義や残菜のリサイクル指導などを行っているところでございます。

今後もこのような取組を継続しながら食品ロス削減の啓発にもつなげていけるものかなと考えております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 西澤文久君。

○4番（西澤文久君） 子供たちが食べ進める様子を確認し、栄養面をクリアしながら子供たちの好き嫌いも考慮して献立に取り組むなど、工夫をして食品ロスを減らすような対策を行っていると思います。今後も、食品ロス削減に向けて食の重要さと食べ物を育む自然に感謝する心の指導を家庭と一緒に取り組むことが一番大事ではないでしょうか。

最後に、学校給食での残食率は、平成30年度、令和元年度で小中学校の数値はどのくらいな

のか伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木久仁子君） お答えいたします。

小学校6校、中学校3校の残食率の平均率という形になります。小学校におきましては、平成30年度14.3%、令和元年度14.3%という状況になっております。中学校につきましては、平成30年度15.9%、令和元年度につきましては15.8%、0.1ポイントの減という形になっているところですが、過去2年間ほぼ同じ数字となっておりますが、今後も町としましては創意工夫して少しでも残食率を下げることができるよう努めていきたいと考えているところです。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 西澤文久君。

○4番（西澤文久君） 次に、（2）番に移ります。

家庭における食品在庫の適切な管理や食材の有効活用の取組を初め、飲食店等における残さず食べる運動や持ち帰り運動の展開など、町民と事業者が一体となった食品ロス削減に向けての取組を進めることが重要だと思います。食品ロスは食料資源を無駄にしているという食生活の面での問題点に加え、大量破棄により処理段階で負荷を与える食品に含まれる水分が焼却炉の発電効率を下げる原因にもなっております。環境型社会の形成を進める上でも大きな阻害要因になっていると思います。これはもったいない気持ちという物を大切にす精神が薄れてきているのが大きな原因の1つではないでしょうか。

そこで伺います。現段階では、食品ロス削減事業に本格的に取り組んでいる県や市町村はまだ少ない状態だと思います。国や県、近隣市町村の状況を踏まえながら、どのような取組が有効なのかなども含め、事業内容について関連部署と連携しながら進めていくのが一番だと思いますが、町の考えを伺います。

また、今後、食品ロスに向けた農林水産省の取組あるいは先進の事例等も参考にしながら、町民に対しての啓発や事業者などとどのように連携をしながら進めていくのか、町の考えを伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

町長のほうでも答弁いたしておりますが、食品ロスの削減を進めるためには、まず消費者、事業者、行政が一体となってもったいないという意識を持ちながら進めることが重要だと考え

ております。現在、町のほうでは町内で営業する飲食店等に協力いただきながら、食べきりモデル店舗に賛同していただくように進めているところでございます。

あと、農林水産関係ということなので町内の飲食店、宿泊所だけじゃなくて、町内の事業者に対しましても食品ロスの削減に向けての意識啓発を積極的に行ってまいりたいと思っております。

さらに、国、県、近隣市町村、こういったところの事例も参考にしながら家庭への啓発活動といったものにも力を入れてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 西澤文久君。

○4番（西澤文久君） 次に、（3）番に移ります。

防災訓練での炊き出し訓練、また当日訓練参加者の見込み数に応じて備品食品数を調整しておりますが、供給訓練では飲食していただいたり、またいろいろな形で配り、皆さんの手元に届けていくような形になっています。

そこで伺います。今後、賞味期限切れを迎える災害備蓄食品をいかに有効に活用ができるようにくまなく困窮者に配付をすることが必要だと思っておりますが、町の考えを伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

困窮者のほうにくまなく配付が必要ではないかという御質問でございますが、町長が答弁したとおり食料を必要とする生活困窮者の把握というのがなかなか難しいということもございませう。また、消費期限、賞味期限が近づいているというものであっても、災害時に備えての備蓄でございますので、やはり大変貴重な備蓄食品だと考えております。

ただ、生活困窮者への支援としては、最近、利府町内のイオン等々でもフードバンク等の取組も行われていると聞いておりますので、そういったものについて有効に活用できるかどうか検討しているところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 西澤文久君。

○4番（西澤文久君） 次に移ります。

大きな2番目、ごみ捨て、犬猫ふん対策について再質問いたします。

町では、広報紙に定期的に不法投棄あるいはペットの飼い方のマナーを掲載し、住民に周知徹底を図っていることは理解しております。さらに、町内会の自主的な活動によって公園、道路等の清掃活動等の取組や環境美化推進委員の皆様からは集積所の巡回の際、発見した不法投

棄などの情報提供など、住みよい環境づくりに多くの住民の皆様にご協力をしていただき、感謝の気持ちでいっぱいです。このような町全体で清掃活動をしているのに、いまだにコンビニの袋に入ったごみ、また空き缶やストローつきプラスチックのコップなど、それにまたたばこの吸い殻等が道路脇に捨てられています。

先日、私も利府高校の大きな道路をしらかしのインターに向かって走っていました。カトーマロニエさんの脇のほうに徐行した車の助手席からポイ捨てがありました。クラクションを鳴らして私は注意したんですけども、運転席から、アメリカではないんですけども、指を指してそのまま高速道路のほうに走っていきました。車は高級乗用車で私は軽なので追いかけることができませんでした。そういうとんでもない人が平気で町なかにポイポイ物を捨てていく状況であります。

そこで、町の考えを伺います。道路や公園などごみ捨て問題で、今後どのような改善の取組や防止を進めていくのか伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

ごみのポイ捨て問題、大変頭の痛い問題でございまして、これまでも町のほうでも実施しておりますけれども、ごみのポイ捨ての多いような場所については注意喚起の看板などの設置を行っているところでございますが、さらに強化してまいりたいかなと考えてございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 西澤文久君。

○4番（西澤文久君） 本町において、様々な取組でマナー喚起するような対策を行っておりますが、中でもマナーに対する状況、それと同時に犬猫ふんに対する啓蒙する野外看板もたくさん至るところに道路、公園と見えないところがないくらいに建てていただいております。ただ、看板自体を見ると、大分さびている看板もあり折れ曲がった看板も見受けられます。それに、文字が薄くなって見えにくくなっている看板もあります。それと、草の陰に隠れて看板の意味がなくなっているような箇所も見受けられます。

そこで伺います。推進委員の皆様が管理、パトロールをお願いしている状況だと思いますが、現在、町内会で何枚か、あるいは何種類かの看板を管理し対応してはいないのか伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

犬猫のふんであったりごみのポイ捨ての注意喚起の看板といったものを町内会等からいろいろ

る要望を受けまして町から町内会に渡したり、あと町内会のほうで独自に作成したりして設置をいただいているところがございますので、ちょっと何種類で何枚ぐらいあるかは把握できておりませんが、環境美化推進委員だと思っておりますが、推進委員がパトロールでそういった壊れたようなのとかあれば、町のほうに申し出ていただければと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 西澤文久君。

○4番（西澤文久君） 一番の状況で、ポイ捨てもそうですが、悩まされるのが犬のふん対策です。特に通学路、子供たちが歩くところに犬のふんがそのまま放置してあります。気持ち的に理解できないというよりは、なぜこんなことを平気でするんだろう、特にひどい方は看板の前にふんをさせたまま戻って行ってしまいました。これは私が確認しています。

そういう非常識的な行動を見るが多々ありますが、そこで町の考えを伺います。モラルの向上を図るために、今後どのような啓発の強化を図るのか、町の考えを伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答え申し上げます。

本当に犬のふんのお話でございますけれども、やはり飼い主のマナーが一番大事かなと考えております。ということで、町のほうでは根気強くマナーアップについて啓発してまいればと考えてございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 西澤文久君。

○4番（西澤文久君） 常識のない人だけではないんです。マナーをしっかりと守りながら散歩をしている方もいらっしゃいます。犬のふんを入れる袋を持って、おしっこをしたときに洗い流す水を持って、犬と楽しそうに歩く姿も見受けられます。だけれども、モラルのない人のために、ルールをきちんと守りながら犬と散歩している人たちまでが変な目で見られてしまうのが物すごく私は残念だと思います。

最後に、本町ではごみ捨て、犬猫ふん対策において当たり前のルールを守れない人に対して、個々のモラルの問題を考えながら、今後、町民の皆様に対してマナーアップの理解を深め、生活環境の向上を図っていくことが重要だと思います。また、獣医師会と連携をして動物病院との関連機関の協力を頂いて周知徹底を図っていくことが大事だと思いますが、町の考えを伺いまして、私の質問を終わります。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） マナーアップの件、再度のお答えにはなりますけれども、町長

のほうで答弁してはりましたが、狂犬病予防注射といった際にもマナーアップのパンフレット等を配付するなど、これまでも行っておりますが、さらにやはり獣医師会、そういった動物病院といったところとも連携しながら地道な啓発に努めてまいればと考えております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、4番 西澤文久君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、明日も定刻より会議を開きますので御参集願います。

どうも御苦労さまでした。

午後2時34分 閉 会

上記会議の経過は、事務局長庄司英夫が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

令和2年9月3日

議 長

署名議員

署名議員